

第 5 回基礎資料

令和 8 年 9 月

地域未来戦略本部事務局

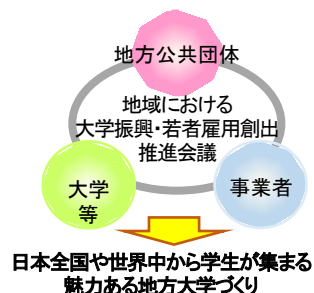
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

(平成30年法律第37号 / 施行日：平成30年6月1日 ※ (2) は平成30年10月1日施行)

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。

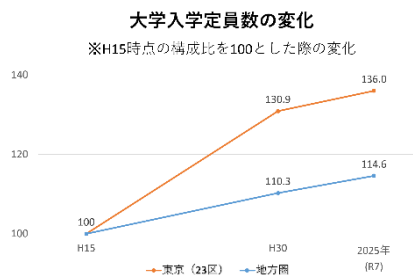


- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金を交付。

(2) 特定地域内の大学の学生の収容定員の抑制

- 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(令和10年3月31日までの10年間の時限措置)。

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。



- 例外事項の具体例
 - ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
 - ・留学生や社会人の受入れ
 - ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
 - ・一定の要件のもとでの、高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科における臨時的な収容定員増加

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

法附則抜粋
(検討)

第五条 政府は、令和六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、令和十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

事業背景

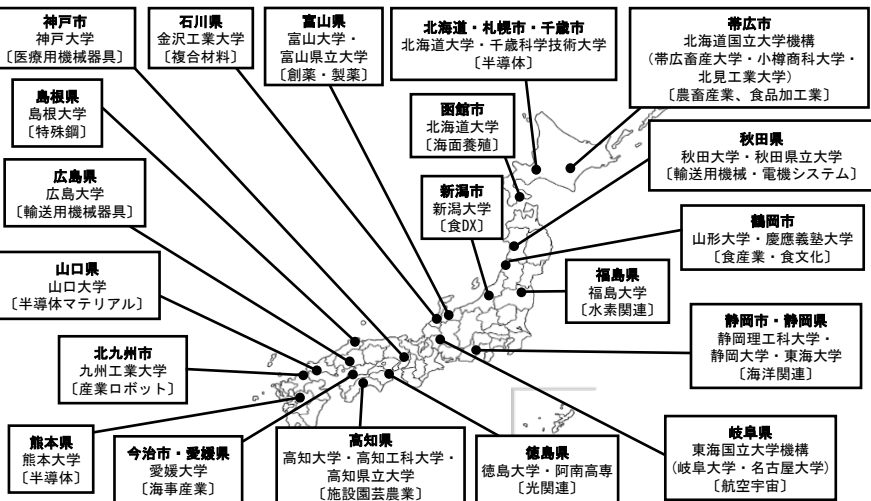
- 地方創生のためには、若者を惹きつける魅力的な地域産業・雇用の創出と、日本全国や世界から学生が集まる大学づくりが重要
- 地域における大学には、強みを持つ特定分野の研究開発や地域ニーズに対応した人材育成等を通じた地方創生への貢献が期待されている

事業概要

- 「地方大学・産業創生法」に基づき、首長のリーダーシップの下、地域の産官学が連携し、
 - ・ 地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門人材の育成を行うことにより、
 - ・ 日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における若者の雇用機会の創出を推進
- 10年間の計画を総理大臣が認定し、原則5年間交付金により取組を支援 (※6-9年度目まで、特例的に追加支援する「展開枠」あり)
- 国費支援額の目安は、5千万円～7億円/年 (支援額は計画に応じて柔軟に設定可)
- 対象経費等によって補助率は異なる (1/2, 2/3, 3/4)
- 本交付金の地方負担に対して特別交付税を措置 (措置率：道府県0.5、市町村0.8※1。ただし、施設整備等事業については、扱いが異なる※2)
- 申請者は地方公共団体 (都道府県、市区町村 (共同申請可) 等) 当該地域に拠点がある大学と企業の参画が必須 (高専等も参画可能)
- 交付金を活用するためには、外部有識者による評価委員会の審査をクリアすることが必要
- 年2回公募 (5月と10月に申請受付)

申請には本申請と計画作成支援申請の2種類あり。後者は半年後の本申請に向けて、評価委員会の指摘を聞くために行うもの

- 地方公共団体での計画作成段階 (申請書準備段階) から、内閣府・委託事業者による伴走支援を実施



採択年度	第1回公募	第2回公募※3
平成30年度	富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県※4、北九州市	
令和元年度	秋田県、神戸市	
令和3年度		函館市
令和4年度		石川県、熊本県
令和6年度	静岡市・静岡県	北海道・札幌市・千歳市、鶴岡市、福島県、新潟市
令和7年度	帯広市	今治市・愛媛県
令和8年度	山口県	

※1 財政力補正あり (詳しくは「特別交付税に関する省令」を参照)

※2 一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は元利償還金に対して30%

※3 第2回公募での採択の場合、事業開始は翌年度から

※4 下線については展開枠に移行

地方大学・地域産業創生交付金 採択事業（20件）①

令和8年度（1件）

山口県「山口県半導体マテリアルエコシステム形成計画 ～山口県化学産業の変革への挑戦～」

山口大と化学産業に強みを持つ地元企業が密接に連携し、**半導体マテリアル分野**における研究開発、事業化、価値創出、専門人材の育成を一体的に進める**エコシステム**を形成することで、**化学産業の高機能・高付加価値型への転換と地域経済の好循環の創出**を目指す。



化学コンビナート
(周南地域)

令和7年度（2件）

帯広市「十勝型フードシステムの形成 ～農畜産と食品加工の連携による価値創出～」

北海道国立大学機構（帯広畜産大、小樽商科大、北見工業大）、とかち財団、関連企業等が連携し、持続可能な農畜産業への移行と生産基盤の安定化を図るとともに、**嗜好性・機能性の高い商品開発（チーズ、小豆加工品等）**を行う。また、**生産から消費までのバリューチェーンを包括的に担える専門人材の育成**に取り組む。



チーズ製造実習の様子

今治市・愛媛県「今治海事エコシステム構築プロジェクト ～海事産業の新価値創造と地方創生～」

愛媛大のサテライトキャンパスを**海事産業の集積地**である今治市に設置。海事産業に関する高度専門人材を育成するとともに、**海事関連企業と連携し、船舶の電動化や自動運航、スマート造船所に関する研究開発を実施し、世界と戦える海事産業の協調的イノベーションエコシステムを構築し、成長産業に押し上げる。**



海事産業の一大集積地
海都市今治

令和6年度（5件）

北海道・札幌市・千歳市「次世代半導体をトリガー とした半導体の複合拠点の実現と地域経済の活性化」

北海道大、公立千歳科学技術大、**Rapidus（株）**等が連携して、半導体関連産業や研究機関の集積と、それを支える人材育成を一体的に進め、**半導体の製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点の実現と地域経済の活性化**を図る。



北海道大に新設する
半導体プロトタイプングラボ
(イメージ)

鶴岡市 「鶴岡ガストロノミックイノベーション計画」

山形大と慶應義塾大との連携により、**ガストロノミックイノベーション**を主導する研究開発拠点を構築し、そこから生まれる**革新的な新食材や技術の活用により産業の創出**を図る。



※ガストロノミックイノベーション：革新的な技術開発により、食産業・食文化に新たな価値を創造すること

研究開発中の新食材
(納豆菌粉)で作ったパン

福島県「バイオマス由来水素・炭化物製造システムが 導く地方創生」

福島大と地元企業等が連携して、水素分野の高度専門人材を育成するとともに、**小規模地産地消型のバイオマス由来水素・炭化物製造システムを確立し、県内全域への水素供給を可能とした水素社会の実現を目指す。**



バイオマスを活用した
水素・炭化物製造

新潟市

「にいがた2kmおいしいDX産学官共創プロジェクト」

新潟大、地元IT企業・食関連企業等が連携し、デジタル技術を活用した、味の特性分析による**食の高付加価値化・ブランド化と効果的・効率的な商品開発**を行い、**革新的ビジネスの創出と若者にとって魅力的な就業の機会の創出**に取り組む。



生産物の味や調理法による
味の変化などをデータで紹介

静岡市・静岡県

「駿河湾・海洋DX 先端拠点化計画」

静岡理工科大を中核に域内外の大学・研究機関と連携して、海洋DXに関する教育・研究体制を構築するとともに、**駿河湾の多様なデータから地域の課題解決につなげる“マリンインフォマティクス”により、地域の主要産業である海洋産業の活性化**に取り組む。



産業・研究機関が集積する
清水港と駿河湾

地方大学・地域産業創生交付金 採択事業（20件）②

令和4年度（2件）

石川県 「地域に培われてきた高度な繊維・機械加工技術を活かした環境適型複合材料川中産業創出プロジェクト」

金沢工業大ICC(革新複合材料研究開発センター)をハブとして、複合材料産業において高度な繊維・機械加工技術を有する地元中小企業群が連携し、デジタル技術による生産プロセスの高度化や素材の低環境負荷化に関する研究開発、素材・設計～評価に精通した専門人材育成を実施。県内川中企業群をクラスター化し、強靱なサプライチェーンの構築を目指す。



ICC
(革新複合材料研究開発センター)

熊本県 「半導体産業の強化及びユーザー産業を含めた新たな産業エコシステムの形成」

熊本大とソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)をはじめとする地域企業等が連携し、三次元積装実装産業の創生・雇用創出を柱に、半導体を活用するユーザー産業を含むエコシステム形成のため、熊本大学の実装研究の拠点化と研究開発、設計・製造・開発等を担う高度研究人材の育成及び生産拠点の形成を目指す。

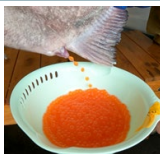


三次元LSIエミュレータ
プロトタイプ（開発中）

令和3年度（1件）

函館市 「魚介藻類養殖を核とした持続可能な水産・海洋都市の構築～地域カーボンニュートラルに貢献する水産養殖の確立に向けて～」

北海道大を中心とする研究機関、企業、漁業者等が連携し、日本初となる「キングサーモン」「コンブ」完全養殖生産の研究開発や、一次産業の付加価値向上を担う人材育成を進め、持続可能な水産・海洋都市構築を目指す。



キングサーモン採卵

令和元年度（2件）

秋田県 「小型軽量電動化システムの研究開発による産業創生」

秋田大、秋田県立大、IHI、アスター等が連携し、「航空機等の電動化システムの研究開発」や「企業の成長を牽引しグローバルに活躍できる産業人材開発」を推進することで、電動化システム研究開発における世界的な拠点化を目指す。



航空機推進用
大出力モーター

神戸市

「神戸未来医療構想」

神戸大、メディカロイド等が連携し、国産手術支援ロボットをはじめとする医療機器の研究開発や医工融合人材の育成を推進。オープンイノベーションを推進し、神戸医療産業都市において、医療機器開発エコシステム形成を目指す。



医療機器コンセプト
創造実習の様子

平成30年度（7件）

岐阜県 「航空宇宙生産技術開発センターを核とした地域における知・人材の集積・定着」

東海国立大学機構(岐阜大、名古屋大)、川崎重工業、ナブテスコ等が連携。航空宇宙生産技術の研究開発や、生産システムアーキテクト育成を実施。生産技術に関する「知」と「人材」の集積により、研究成果の横展開・社会実装を促進する。



企業現場における
自動搬送装置の
実証試験

島根県 「先端金属素材グローバル拠点の創出－Next Generation TATARA Project－」

島根大とプロテリアル、SUSANOO等が連携。新研究所の所長としてOxford大から世界的権威を迎えるなど、航空機エンジンやモーター用素材研究の高度化を図り「先端金属素材の中心『島根』」の創出を目指す。

※SUSANOO：特殊鋼加工技術を活かした中小企業グループ



アモルファスコアを
組み込んだ
ドローン用モーター

広島県 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム」

広島大とマツダを中核とし、地域の実績・強みのあるモデルベース開発による材料研究や、自動車等の制御・生産工程のスマート化、カーボンニュートラルのための新技術開発を図るとともに、「ものづくり」と「デジタル」の融合領域を牽引する人材育成を行う。

※モデルベース開発：実機ではなく、シミュレーションによる設計・評価を行い、開発の効率化等を図る手法



実証施設に導入した
生産設備

徳島県 「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」

徳島大と日亜化学工業等が連携し、新たな光源開発や光応用による医療機器開発を図るとともに、光応用専門人材を育成し、次世代光関連産業を牽引する世界最先端の研究開発・生産拠点の形成を目指す。



pLEDにおける
研究の様子

高知県 「“ I o P（Internet of Plants）” が導く「Society5.0型農業」への進化」

生産性日本一の施設園芸農業を更に高度化するため、高知大、高知工科大、高知県立大、農業団体等の連携により、栽培、出荷、流通をカバーする世界初のIoPクラウドを構築。若者に訴求する農業への転換を図る。

※IoP：多様な園芸作物の生理・生育情報を可視化。作物・環境・栽培・流通データを統合し、AIにより営農支援



IoPクラウドSAWACHI

富山県 「『くすりのシリコンバレー-TOYAMA』創出計画」

富山大、県立大、県薬総研、県薬業連合会等が連携。高付加価値医薬品の実用化や、高品質で安定した供給生産体制を目指すとともに、医薬品産業に必要な人材育成を行う。

北九州市 「革新的ロボットテクノロジーを活用したものづくり企業の生産性革命実現プロジェクト」

九州工業大と安川電機が連携。革新的な自律作業ロボットの開発をオープンイノベーションにより推進。国内外における新たな生産性革命の拠点化を目指す。

展：展開枠（10年間の計画において、6～9年度目までの特例的な追加支援）に移行した自治体

※国費支援終了自治体

規定の概要

- 法第13条により、学部の設置、移転等により、特定地域（※ 1）の学部の収容定員（※ 2）を増加させてはならないこととされている。
- ただし、東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への転入増加につながらない場合等は抑制の対象外とする例外措置等が規定されている。（次ページ参照）

（※ 1：特定地域）

- ・大学生が既に相当程度集中している地域であって、他の地域の若者の著しい減少を緩和するために学生が更に集中することを防止する必要がある地域。
- ・東京23区を政令において指定。

（※ 2：収容定員の算定方法）

- ・短大を含み、夜間学部、通信教育は除く。
- ・特定地域内の校舎で受ける授業の単位数が2分の1以上である年次の収容定員を合算して算定する。
なお、算定に当たり、2分の1以上の時間を、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目の単位数は含めない。
- ・大学院については、抑制の対象外。

例外措置①

【スクラップアンドビルドによる場合】

- 同一設置者が、既存の大学、高専、専修学校の定員とのスクラップアンドビルドを行う場合（法第13条第1項）
- 他の設置者による既存の大学、高専、専修学校の定員とのスクラップアンドビルドを行う場合（法第13条第2項）
- 就業年限の延長を行う場合（政令第5条第3項）

【外国人留学生等の場合】

- 外国人留学生に限った増加を行う場合（法第13条第3項、政令第5条第1項）
- 外国大学であり、世界最高水準の教育研究活動の展開が見込まれ、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ない場合（命令第8条第6項）

【社会人等の学びなおしの場合】

- 東京圏等に居住する社会人に限った増加を行う場合（法第13条第3項、政令第5条第2項、命令第8条第1項）
- 30歳以上に限った増加を行う場合（命令第8条第2項第1号）
- 東京圏等に居住する退職者、主婦・主夫に限った増加を行う場合（命令第8条第2項第2号）

例外措置②

【二分の一以上を地方で履修する場合】

- 就業年限の後半を含む就業年限の二分の一以上を、東京圏以外で授業を受ける場合（命令第8条第3項）

【地方就職を促す取組とともに行う専門人材に関する時限的な定員増である場合】

- 地域の医師不足解消のための時限的な医学部定員の増加を行う場合（命令第8条第4項）
- 7年以内のスクラップアンドビルドや、東京圏以外でのインターンシップ、東京圏以外の大学との連携による取組等により、高度デジタル人材の育成を行う場合（命令第8条第5項）

経過措置

- 平成30年度中に認可を受けた場合（法附則第3条第1号）
- 令和5年度中に専門職大学等の設置の認可を受けた場合（法附則第3条第2号）
- 平成30年中に届出を行った、平成31年中に行われる増加の場合（法附則第3条第3号）
- 施行の際に、意思決定、公表、校舎の整備等の契約等の相当程度の準備が行われている場合（法附則第3条第4号）

検討に当たっての留意点①

特定地域内学部収容定員の抑制は、

- 大学生が既に相当程度集中している地域への更なる集中を防止するための措置であること
- 地方大学の撤退等に伴う地域間の修学機会の格差の拡大を防ぐという補完的な措置として、交付金による地方大学の振興とあわせて、地域への修学を促進するものであること
- 経過措置により、効果の発現には時間がかかることが見込まれていたこと等に留意することが必要。

【参考：法制定時における国会審議の状況】

衆議院 地方創生に関する特別委員会 平成30年3月19日

- 梶山国務大臣 （略）大学の学部の学生が既に相当程度集中し、他の地域における若者の著しい減少を緩和するために学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域を特定地域とし、大学の設置者等は特定地域内学部収容定員を増加させてはならないこととするとともに、その例外事項等を定めております。

衆議院 地方創生に関する特別委員会 平成30年3月19日

○長坂大臣政務官 （略）二〇〇〇年から二〇一五年で、地方の若者が約五百三十二万人、約三割減少いたしました。また、東京圏への転入超過数は近年十万人を超える規模で推移し、そのほとんどが若者であります。地方創生の開始から三年が経過いたしますが、この流れにいまだ歯どめをかけられていない現実もございます。

今後、十八歳人口が大幅に減少、先ほども答弁いたしました、二〇一六年約百二十万人が二〇四〇年には約八十八万人に減少すると見込まれており、**今後も条件の有利な東京二十三区の定員増が進み続けますと、東京一極集中がますます加速をし、東京の大学の収容力が拡大する一方で、地方大学の中には経営悪化による撤退等が生じ、地域間で高等教育の修学機会の格差が拡大しかねない**と考えております。

このような状況を踏まえまして、先ほど政府参考人から答弁いたしましたとおり、東京二十三区のみで四十六・三万人と既に全国の学部学生数の一七・九%を占めていること、また、二〇〇二年から二〇一七年の間で東京二十三区の学部学生数は八万人増と増加傾向にあることから、東京二十三区の大学の学部の定員抑制を行うこととしております。

また、地方六団体からも、東京圏全体ではなく、学生数がふえ続けている東京二十三区において大学の学部の定員抑制をすべきとの御要望をいただいているところでございます。

参議院 内閣委員会 平成30年5月24日

○政府参考人（末宗徹郎君） （略）まず、抑制の前に、第一義的には、地方大学を振興することによって地域に若者が修学するというのが第一義ではあるんですが、さはさりながら、十八歳人口が大幅に今後減る、そういう中で、先ほど来議論が出ておりますけれども、東京一極集中が進んでおりまして、現に二十三区において既に一八%の学生が集まっていますし、八万人増えております。このままこの状況が続きますと、**地域によっては大学が経営悪化で撤退しかねない。そうすると、その地域で学ぼうとする学生の選択肢がなくなりかねない。**そういう意味では、さっき申し上げた**第一義の地方大学振興と併せて、この抑制措置というのは補完的な措置として併せて地域への修学促進**という形を取っているものでございます。

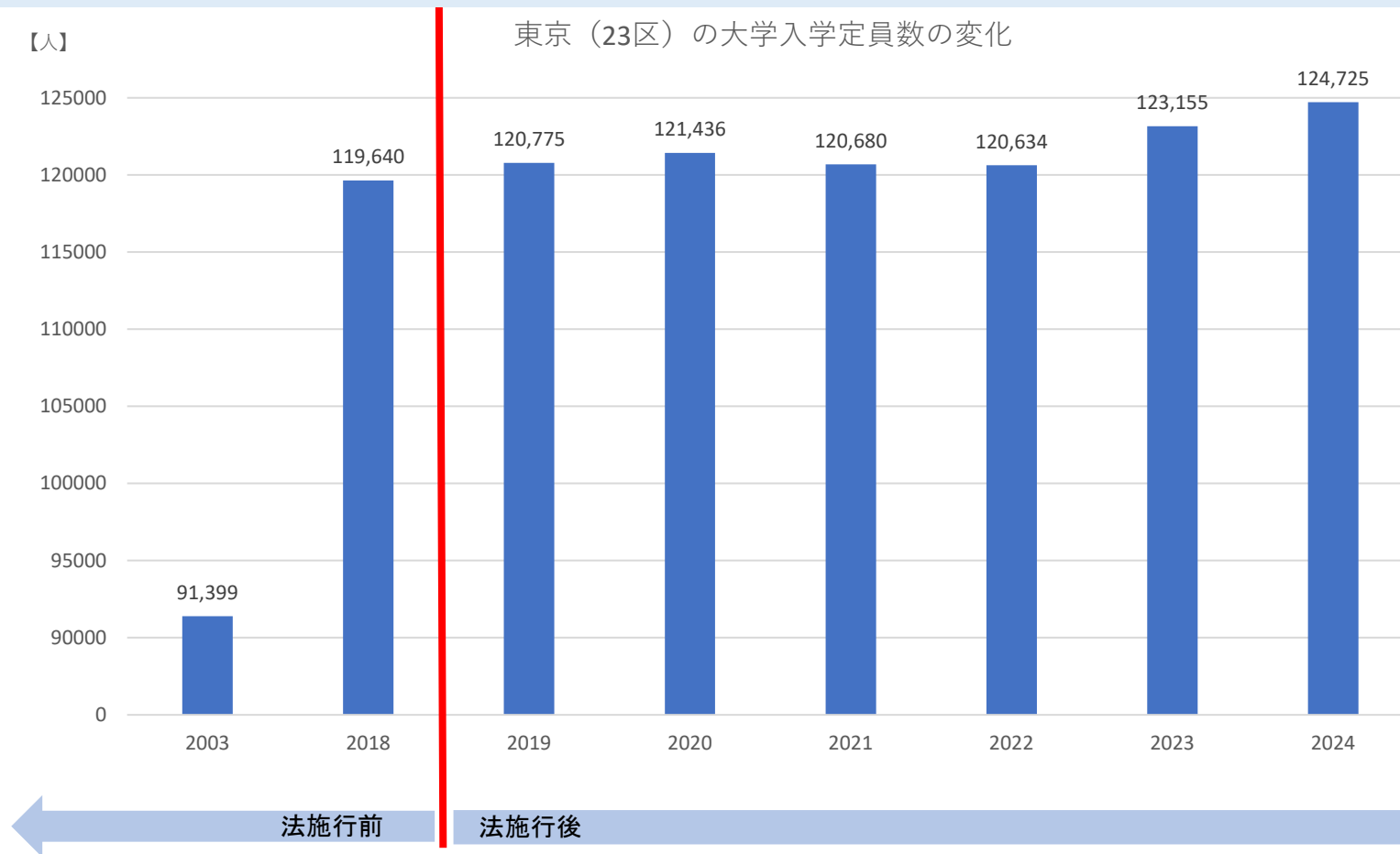
衆議院 地方創生に関する特別委員会 平成30年3月22日

○末宗政府参考人 規制をかける場合に、これまでも大体五年ないしは十年というような期間設定がなされることが多いわけですが、先ほど申し上げましたけれども、五年という決め方でございますと、**これから規制をかけた後も、まだ引き続き、これまで法人が意思決定をして経過的に認められるものが出てまいります。**そのような中で、五年ですぐ解除をしてしまうということになりますと、**効果があらわれる前に解除されることになってまいります。**

なおかつ、この種の規制の場合、大体長くて十年ということでございますので、十年間の時限措置を設定した上で、その時点で東京一極集中の状況がどうなっているのか、これを検討するという規定を入れまして、その時点の状況を見た上で、失効するのか、あるいは延長するのかということを検討するということで、十年にしたところでございます。

東京23区内の大学の学部入学定員数の推移

- 全体として、定員の増加は抑制されている。
- ただし、法制定時に機関決定していた定員増等については規制の対象外とする経過措置があるため、法制定後も定員増は継続している。このため、当初の予想通り、効果の発現までには一定程度の時間がかかっている。



※文部科学省「全国大学一覧」を基に内閣官房において集計。入学定員は、学部4年次のキャンパス所在地において計上しているため、3年次までに23区外のキャンパスで学んでいても、4年次に23区内に所在するキャンパスにて学ぶ場合は上記の数字に含まれている。

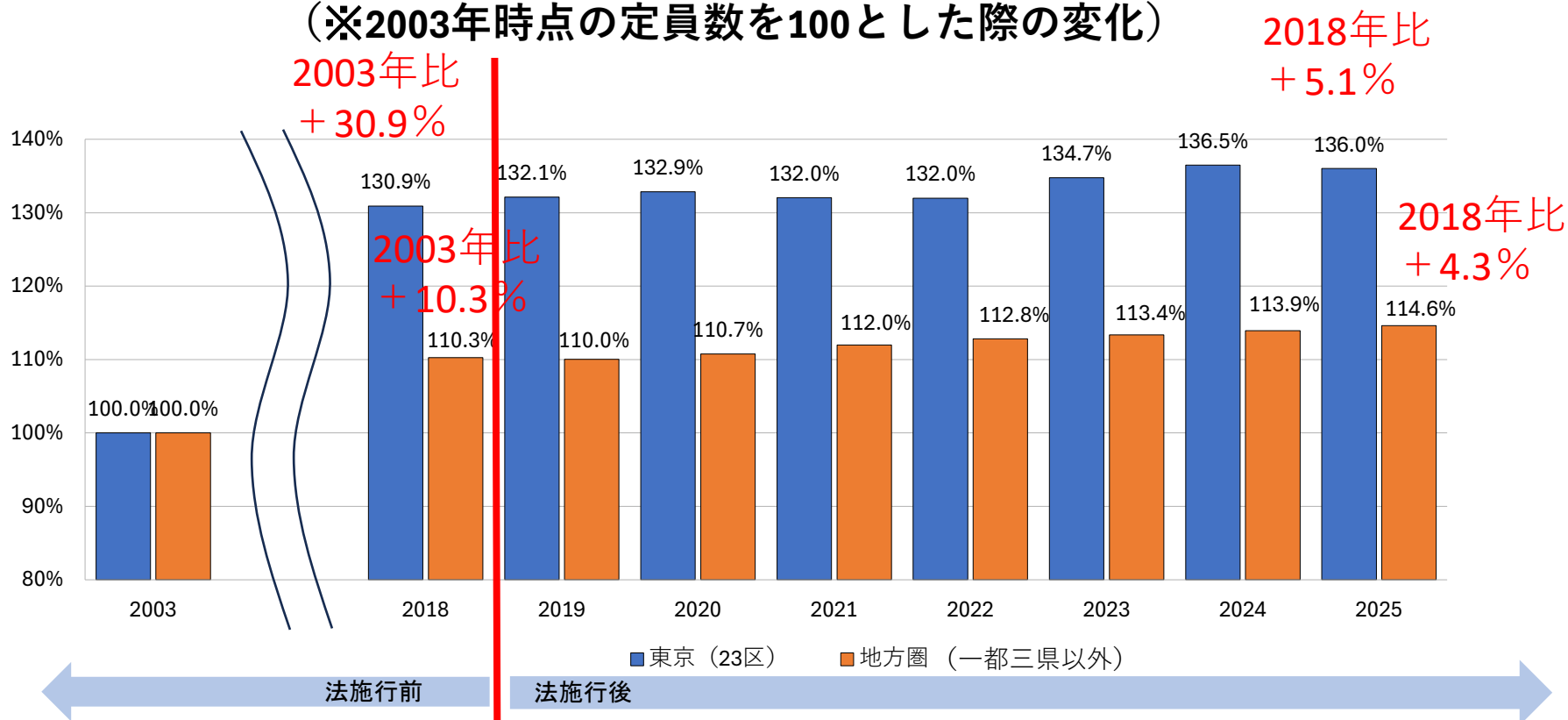
※「全国大学一覧」においては、同一学部内でキャンパスが異なる学科が23区内外に所在していた場合、R2までは学部全体の定員を一つの学科の所在地にまとめて計上されていたが、R3からは各学科の所在地毎の集計に変更された。そのため、R2までの数字とR3以降の数字の単純比較はできない。

大学入学定員数の変化

工場等制限法が廃止された翌年を100とした場合、地方大学産業創生法ができるまでは、地方圏（一都三県以外）の定員増加が10.3%であるのに対して、東京23区の定員増加は30.9%。地方大学産業創生法導入以降の東京23区と地方圏の定員増加率は、東京の方が大きい、同程度となっている。

東京（23区）・地方圏の大学入学定員数の変化

（※2003年時点の定員数を100とした際の変化）



※文部科学省「全国大学一覧」を基に内閣官房において集計。入学定員は、学部4年次のキャンパス所在地において計上しているため、3年次までに23区外のキャンパスで学んでも、4年次に23区内に所在するキャンパスにて学ぶ場合は上記の数字に含まれている。

※「全国大学一覧」においては、同一学部内でキャンパスが異なる学科が23区内外に所在していた場合、R2までは学部全体の定員を一つの学科の所在地にまとめて計上されていたが、R3からは各学科の所在地毎の集計に変更された。そのため、R2までの数字とR3以降の数字の単純比較はできない。

定員抑制の例外措置を活用した大学改革の状況

- 定員抑制の下において、のべ269件の例外措置の活用に向けた届出がなされている。
- こうした特例措置を活用し、デジタル系の学科を新設する等、大学改革が進んでいる。

【特例の活用に向けた文部科学省への届出状況】

適用事由	根拠規定	件数	人数
既存定員とのスクラップアンドビルド	法第13条第1号	116	※
既存専門学校定員とのスクラップアンドビルド	法第13条第1号	5	※
他大学定員とのスクラップアンドビルド	法第13条第2号	17	※
他法人専門学校定員とのスクラップアンドビルド	法第13条第2号	1	※
留学生・社会人に限った増加	法第13条第3号	35	1,490
修業年限の延長	施行令第5条第3項	1	100
修業年限の後半以上を一都三県外で修学させる場合	法第13条第3号	6	500
医学部地域枠	法第13条第3号	28	207
高度なデジタル人材の育成に係る例外	法第13条第3号	6	1,320
平成31年中の増加	法附則第3条第3号	2	1,920
相当程度の準備	法附則第3条第4号	52	25,706

【令和8年度の新設学科の例】

法第13条第1号（既存定員とのスクラップアンドビルド）

- ・文京学院大学 ヒューマン・データサイエンス学部
ヒューマン・データサイエンス学科

法第13条第2号（他大学定員とのスクラップアンドビルド）

- ・帝京平成大学 共創学部 デジタル共創学科

法第13条第2号（他法人専門学校定員とのスクラップアンドビルド）

- ・昭和女子大学 総合情報学部 データサイエンス学科
デジタルイノベーション学科

法第13条第3号（高度なデジタル人材の育成に係る例外）

- ・東京理科大学 理学部第一部 科学コミュニケーション学科
- ・大正大学 情報科学部 グリーンデジタル情報学科
デジタル文化財情報学科

※スクラップアンドビルドによる学部新設等を行った定員数については28,444名。なお、収容定員の増加にあわせて既存の収容定員の削減が必要になるが、修業年限の変更を伴う場合には収容定員が増加する場合がある。

（算出方法について）

- ・令和8年度増加開始分まで。
- ・「人数」欄は収容定員（人）を記載。
- ・届出を行った後に何らかの理由により増加をやめた場合、延期した場合等が含まれるため、実際の増加数とは一致しない。

東京23区内の学部定員増加・再編の内訳（2025年度まで）

特例措置等を活用して増加した入学定員は人文・社会科学系が多い。

※短期大学を除く

相当程度の準備

学科	収容定員（人）	
人文科学	1,884（7.3%）	14.9千人程度
社会科学	13,083（50.9%）	
理学	70（0.3%）	2.6千人程度
工学	930（3.6%）	
農学	0（0.0%）	
保健	1670（6.5%）	
商船	0（0.0%）	
家政	0（0.0%）	
教育	0（0.0%）	
芸術	1,170（4.6%）	
その他	6,899（26.8%）	
計	25,706	

スクラップビルド

学科	収容定員（人）	
人文科学	3,236（14.8%）	9.5千人程度
社会科学	6,240（28.5%）	
理学	440（2.0%）	3.7千人程度
工学	940（4.2%）	
農学	0（0.0%）	
保健	2,283（10.4%）	
商船	0（0.0%）	
家政	512（2.3%）	
教育	2,260（10.3%）	
芸術	240（1.1%）	
その他	5,756（26.3%）	
計	21,907	

(参考) 把握すべき状況

法附則第5条第1項に基づく検討を行った令和5年の有識者会議のとりまとめでは、

- ・ 東京23区内の学生の割合
- ・ 地方大学の状況
- ・ 若者の地域定着の状況
- ・ 地域活性化の状況

等を把握することが提言されている。

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る 有識者会議 議論のとりまとめ（令和5年3月）（抜粋）

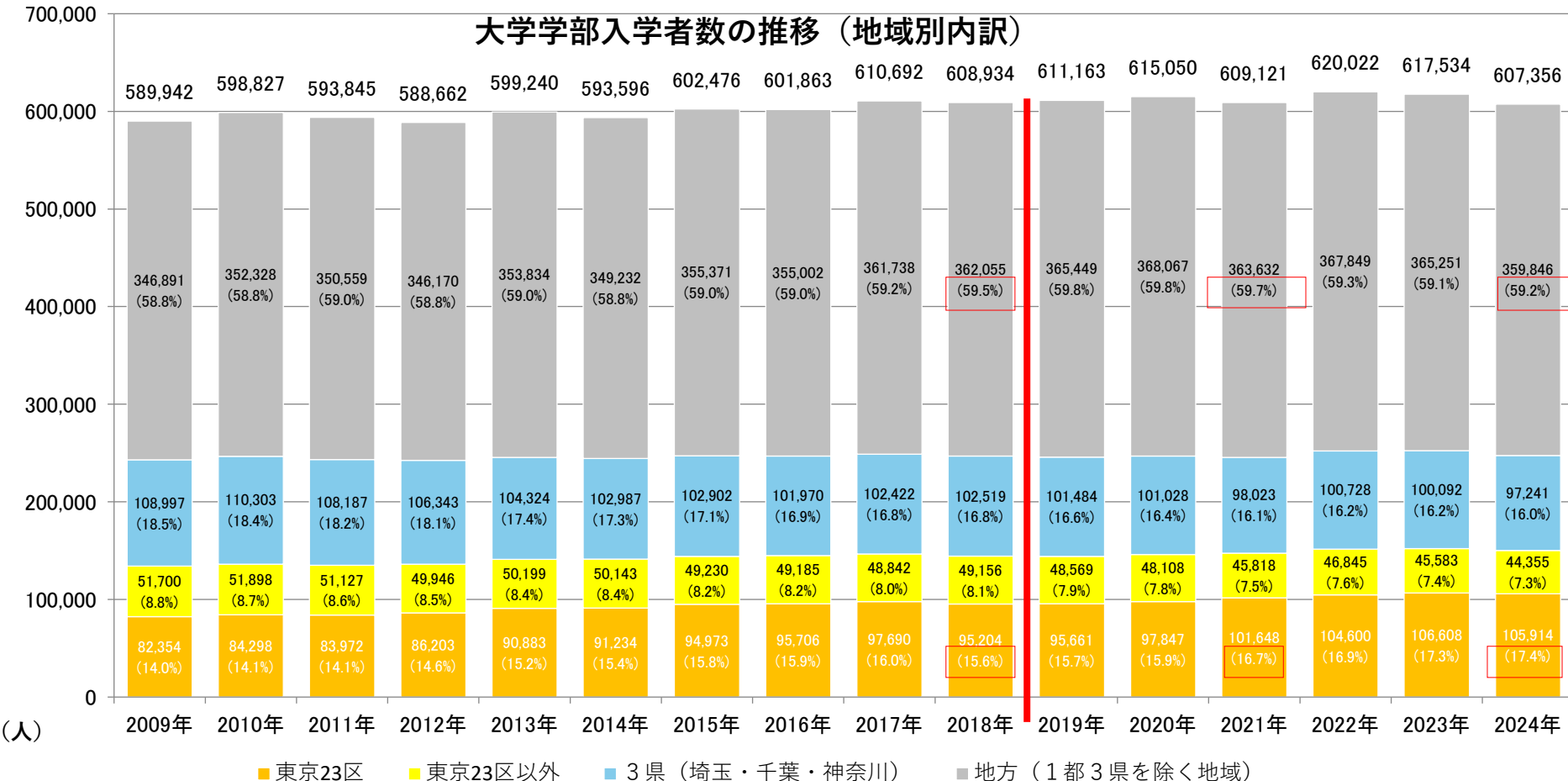
1. 特定地域内の大学学部の変容定員増加抑制の状況

経過措置による東京23区内の学部変容定員の増加は今後落ち着くと見られる中、地方大学の振興策とあいまって定員増加抑制の効果が表れるか、東京23区内の学生の割合や地方大学の状況など、以下の指標を始めとした状況を定期的に把握していくことが求められる。併せて、法の目的に鑑み、若者の雇用機会の創出策等も含めた地方創生の施策の結果として、若者の地域定着やそれによる地域活性化が図られているかという点についても状況を把握していくことが求められる。

- 全国の大学入学者数のうち、東京23区内に所在する大学の入学者の割合（現状16.7%）
- 大学入学者のうち、地方の大学への入学者の割合（現状59.7%）

大学入学者数の推移

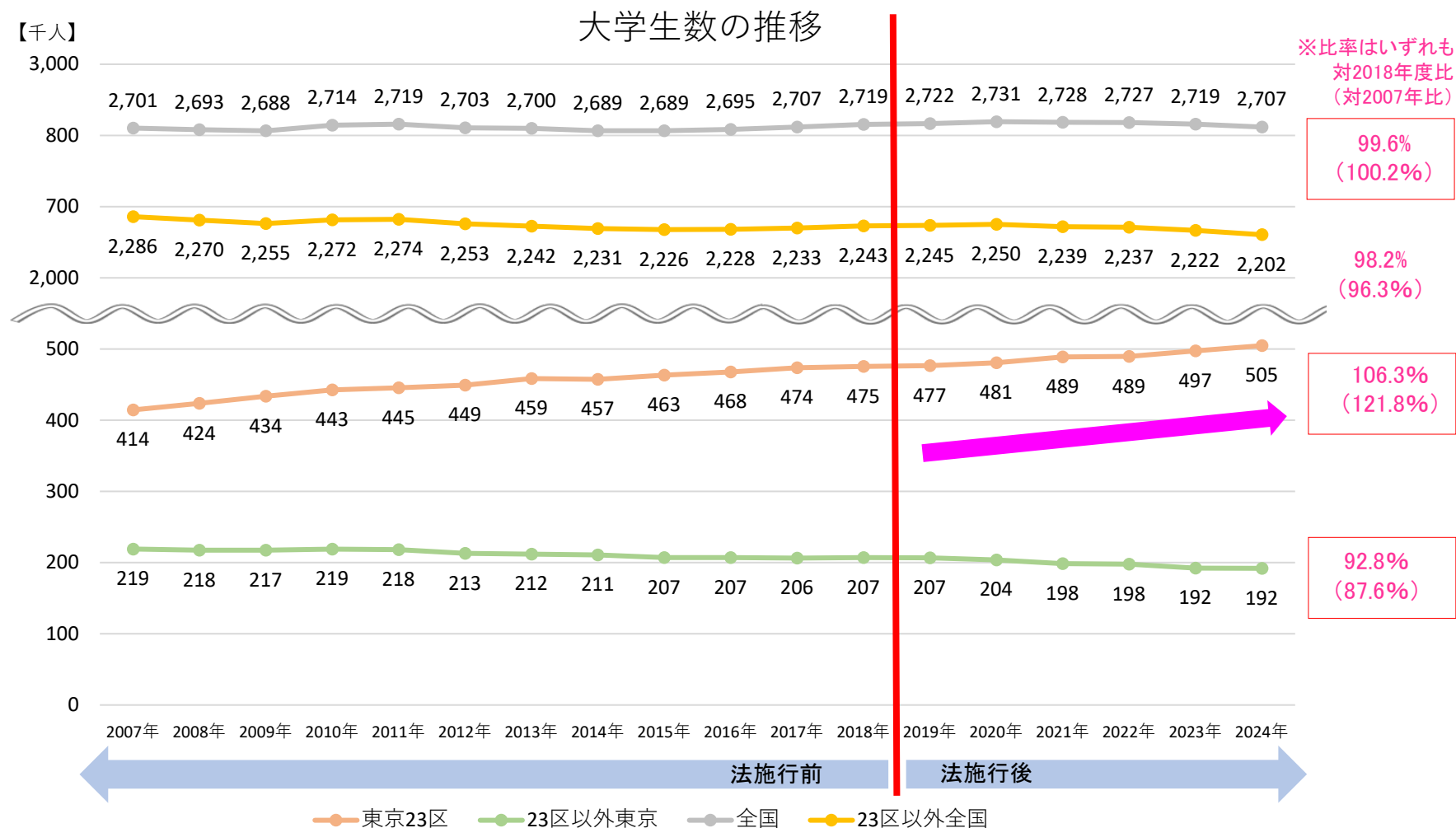
大学入学者の割合は地方（一都三県以外）で微減傾向、東京23区で微増傾向。
 なお、東京都内の23区以外の地域の大学入学者の割合は微減傾向。



大学生数の推移

2024年度の大学生数については、法制定以前の2018年度と比較し、全国では減少している一方で、東京23区における大学生数は増加。

なお、東京都内の23区以外の地域の大学生数の減少は、全国よりも顕著。



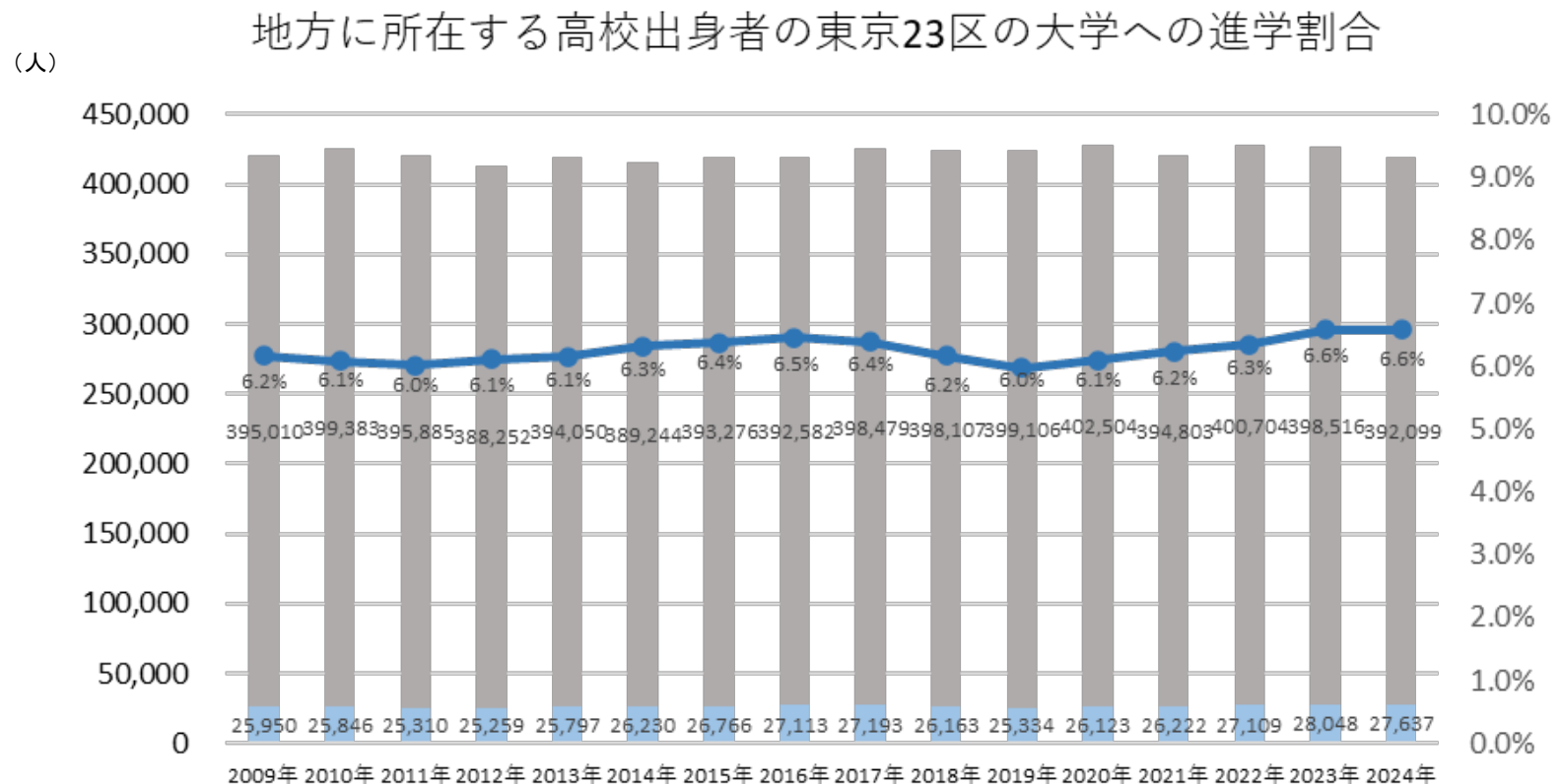
出典: 文部科学省学校基本調査を基に作成

※「定員充足率」を示したものではない。

※学生数は4年制大学・短期大学の学生数を集計。
大学所在地別。

地方に所在する高校出身者の東京23区の大学への進学割合

東京23区における入学者数は増加している^(15頁参照)一方、地方(東京圏以外)の高校の出身者で大学に進学した者のうち、東京23区に所在する大学に進学する者の割合は6%台で推移しており、概ね横ばい。



学校基本調査調査票情報を基に内閣官房で作成

■ 東京23区 ■ 東京23区以外 ● 東京23区進学率

※ 出身地は出身高校が所在する都道府県。

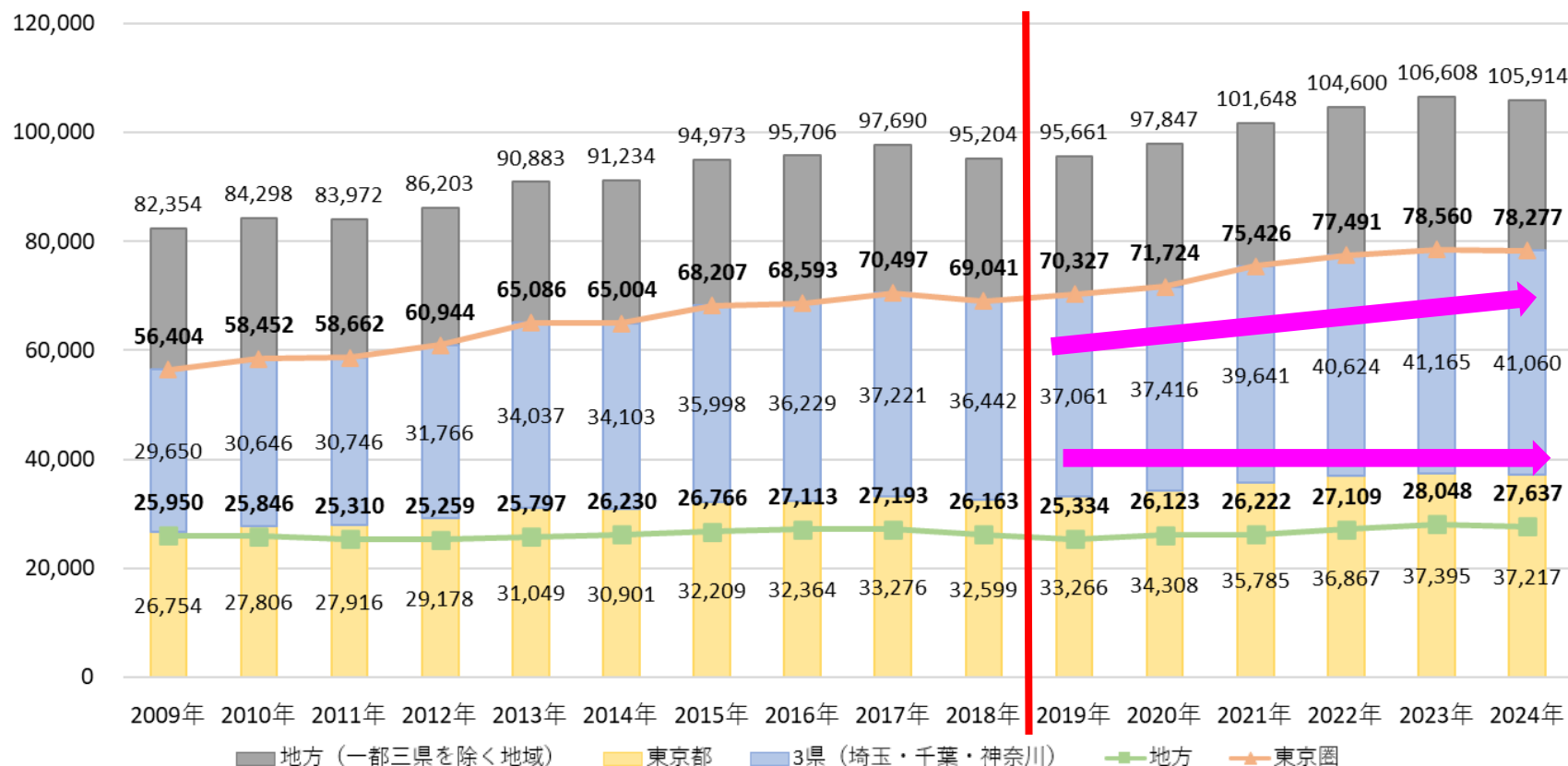
※ 「合計」は、「その他」(外国の学校教育課程修了者、専修学校高等課程修了者、高等学校卒業程度認定試験合格者等)を除く。

※ 地方とは、東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)を除く43道府県を指す

東京23区の大学への入学者数の出身地別状況

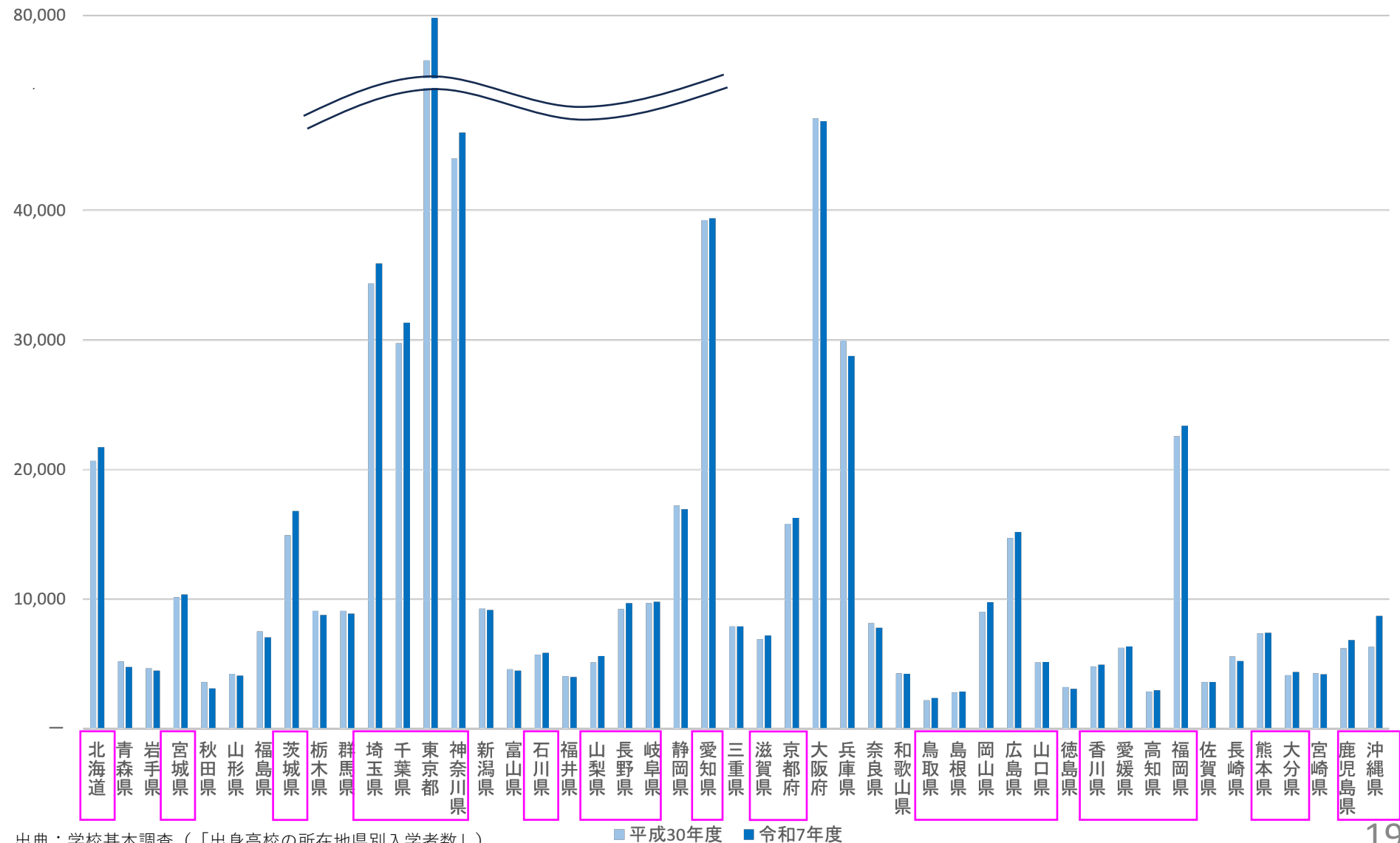
- 東京23区における入学者数は増加している^(15頁参照)一方、地方(一都三県を除く地域)から東京23区へ入学する者は概ね横ばいで推移している。
- 東京23区における大学生数の増加の主な要因としては、東京都のみならず、埼玉県・千葉県・神奈川県からの入学者が増加傾向にあることに起因している。

東京23区の大学への入学者数の出身地別状況



各県別大学進学者数の推移

27都道府県で大学進学者は増加している。一方で、20府県では大学進学者数は減少している。



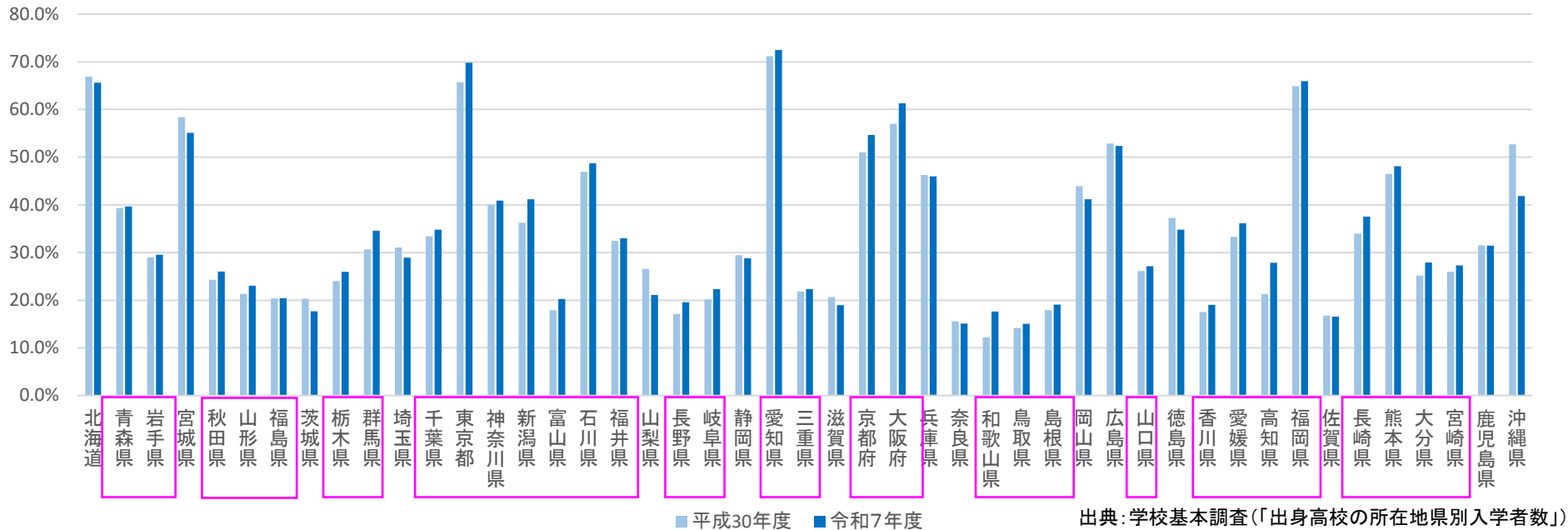
各県別自県進学率の推移

32都府県で自県進学率は上昇している。

自県進学率が低下した15道県のうち13道県では、大学進学者数が自県内の大学入学定員を上回っている。このため、仮に、全員が自県内進学を希望したとしても、全員を収容できる定員を有しておらず、他県進学をせざるをえない状況がある。

自県進学率

(自県大学への入学者数÷大学入学者数)



各県別の大学入学者に対する収容力(入学定員／大学入学者数(出身高校の所在地別))

北海道	宮城県	茨城県	埼玉県	山梨県	静岡県	滋賀県	兵庫県	奈良県	岡山県	広島県	徳島県	佐賀県	鹿児島県	沖縄県
87%	114%	38%	65%	59%	50%	90%	96%	63%	105%	90%	91%	50%	54%	48%

出典: 学校基本調査・全国大学一覧(いずれも令和7年度)より内閣官房にて算出

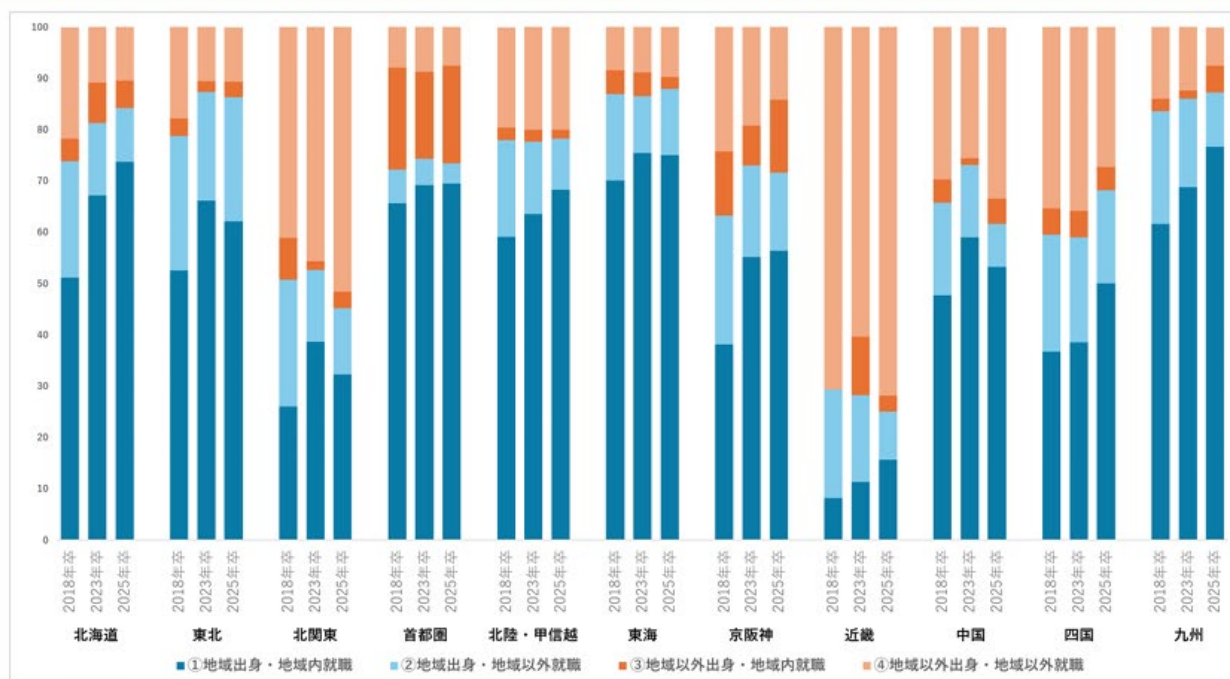
大卒者の地域内就職割合の推移（圏域別）

大卒者の地域内就職割合は上昇傾向にある。

※法施行後に入学・卒業した学生は令和5年卒業生以降であり、卒業生輩出後の時間が短いことに留意。

大学キャンパス所在地別 出身・就職先地域割合推移（18卒・23卒・25卒比較）

18卒・23卒・25卒で比較すると、地域内就職割合は上昇している傾向



（インディードリクルートパートナーズ リサーチセンター『大学生の地域間異動に関するレポート』より作成）

※「地域」は大学キャンパス所在地を指す。

※各年度の調査時期はそれぞれ下記の通り。

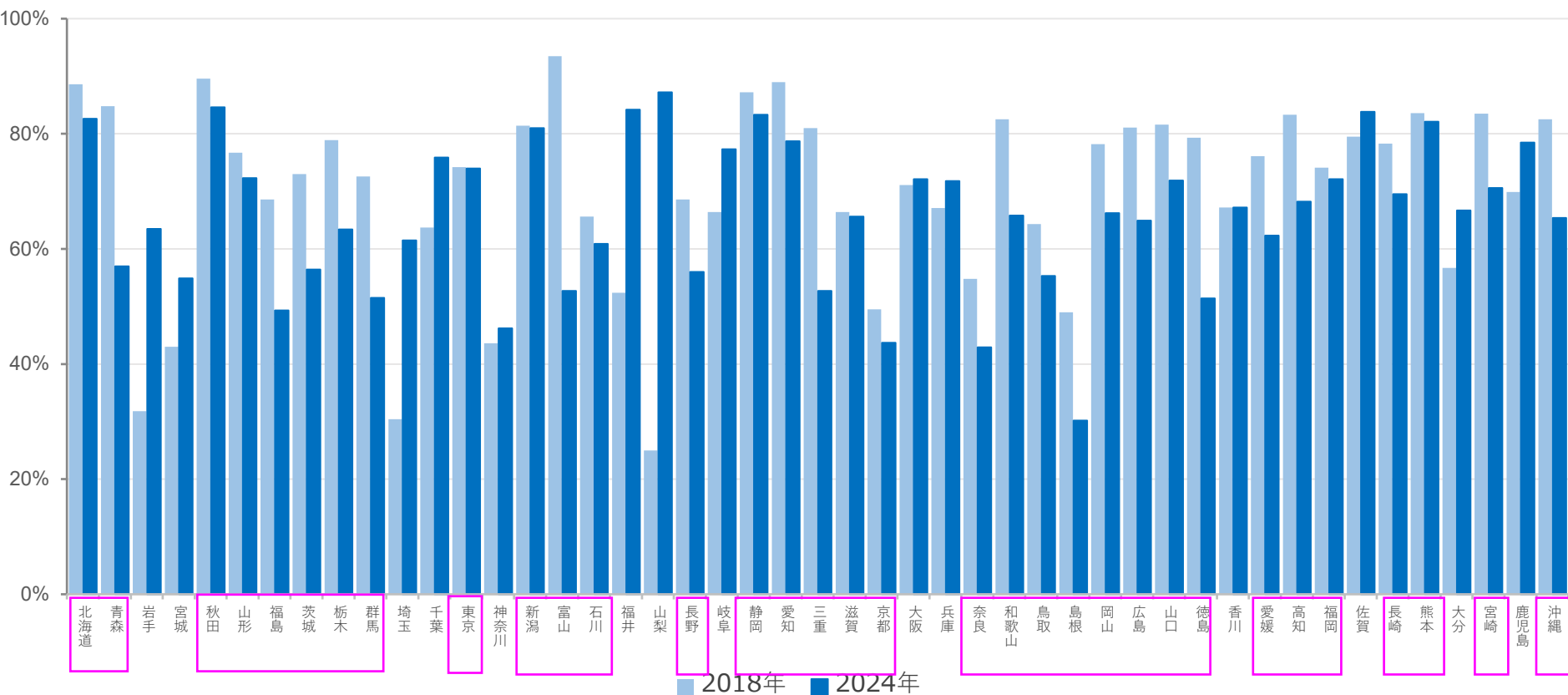
2018年卒...2017年8月9日～9月10日 2023年卒...2022年12月27日～2023年1月31日 2025年卒...2025年1月6日～2025年2月2日

新卒者（大卒以外を含む）の地域内就職割合の推移（都道府県別）

33都道府県で新卒者の地元就職割合は低下している。

※法施行後に入学・卒業した学生は令和5年卒業生以降であり、卒業生輩出後の時間が短いことに留意。

都道府県別 新卒者の地元就職割合の変化（％）



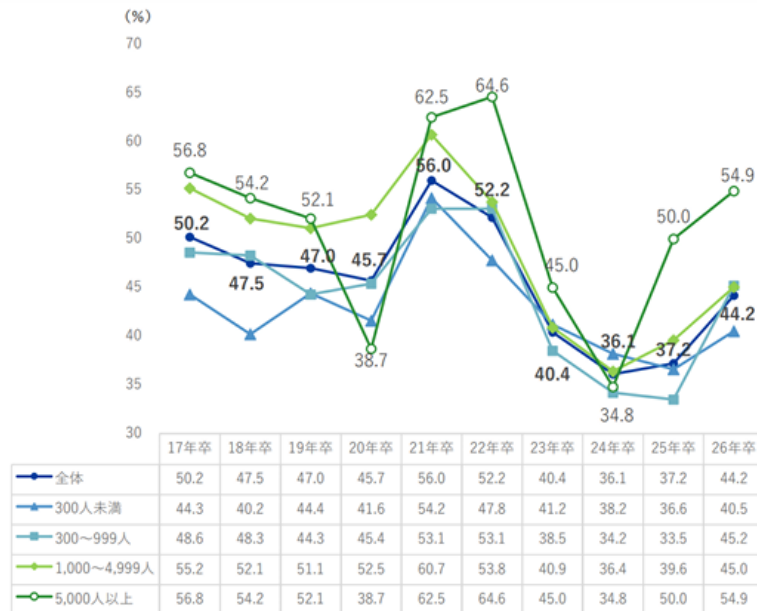
※ 地元就職率＝県内移動者数 ÷（県内移動者数＋他県への流出者数）
（新規学卒者・未就業者、単位：千人のデータから算出）

※「地元」は入職前の住所を指す。

規模・地域別の企業の採用状況

採用充足状況が大企業を中心に回復する中、地方（三大都市圏以外）の方が三大都市圏よりも採用充足状況が低い。

【新卒採用の採用数の計画に対する充足状況推移（12月時点）（従業員規模別）】



（インディードリクルートパートナーズ リサーチセンター『就職白書2026』）

【2026卒における採用数の計画に対する充足状況（地域別×従業員規模別）】

	三大都市圏		地方		地方－三大都市圏
全体	48.8	(637)	38.5	(524)	-10.3
300人未満	45.8	(155)	37.0	(235)	-8.8
300～999人	48.4	(244)	41.2	(194)	-7.1
1000～4999人	49.4	(180)	35.4	(82)	-14.1
5000人以上	56.9	(58)	46.2	(13)	-10.7

（インディードリクルートパートナーズ リサーチセンター『就職白書2026』）

※ 該当卒年の採用実施企業／単一回答
※ 充足＝「計画よりかなり多い」「計画より若干多い」「計画通り」の合計

※ 該当卒年の採用実施企業／単一回答
※ 充足＝「計画よりかなり多い」「計画より若干多い」「計画通り」の合計

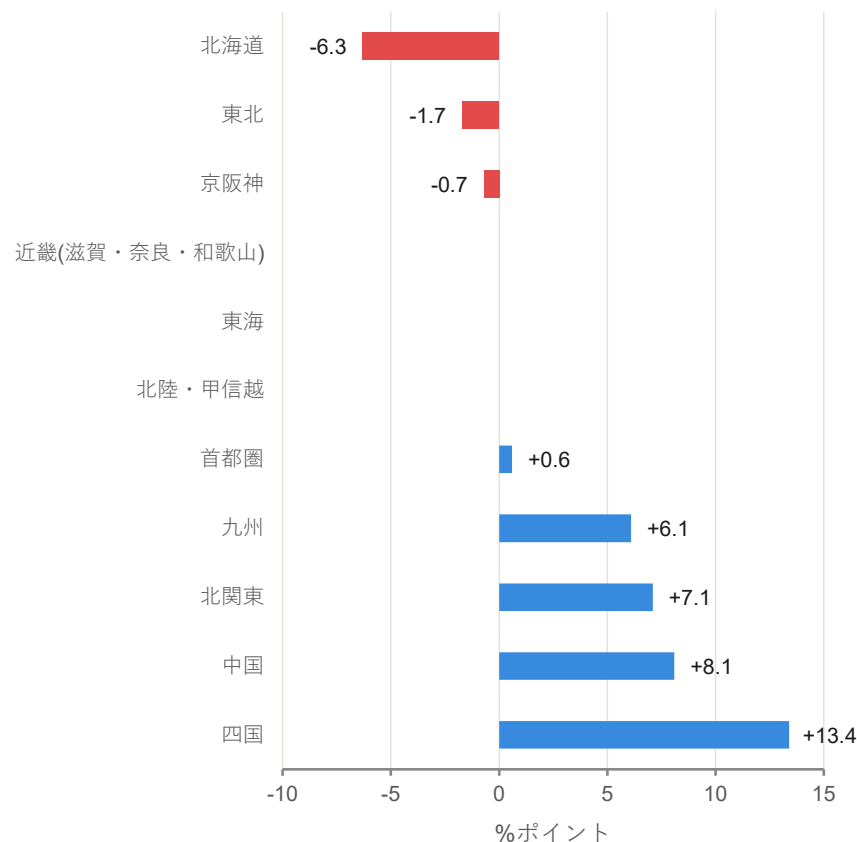
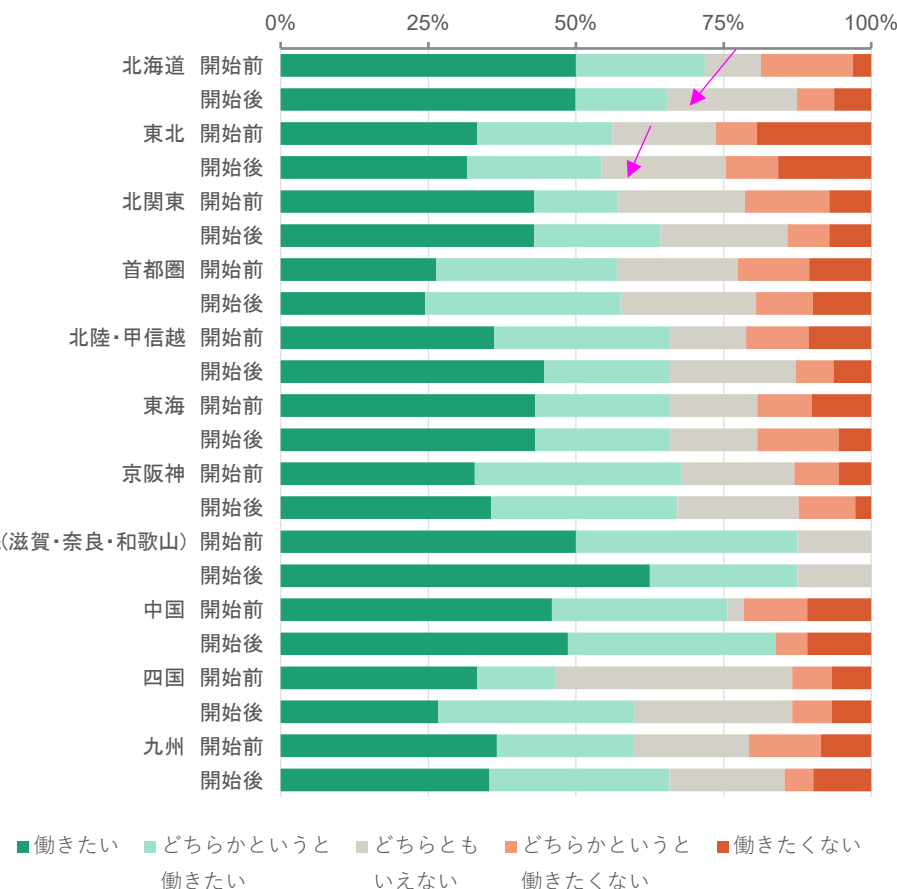
（C）Indeed Recruit Partners Co., Ltd. All Rights Reserved

就職活動を通じた地元就職意向の変化（地域別）

就職活動開始前後で地元就職の意向は変化。
北海道等については、就職活動開始後に地元就職意向が低下している。

地元就職意向の内訳（就活開始前後・地域別）

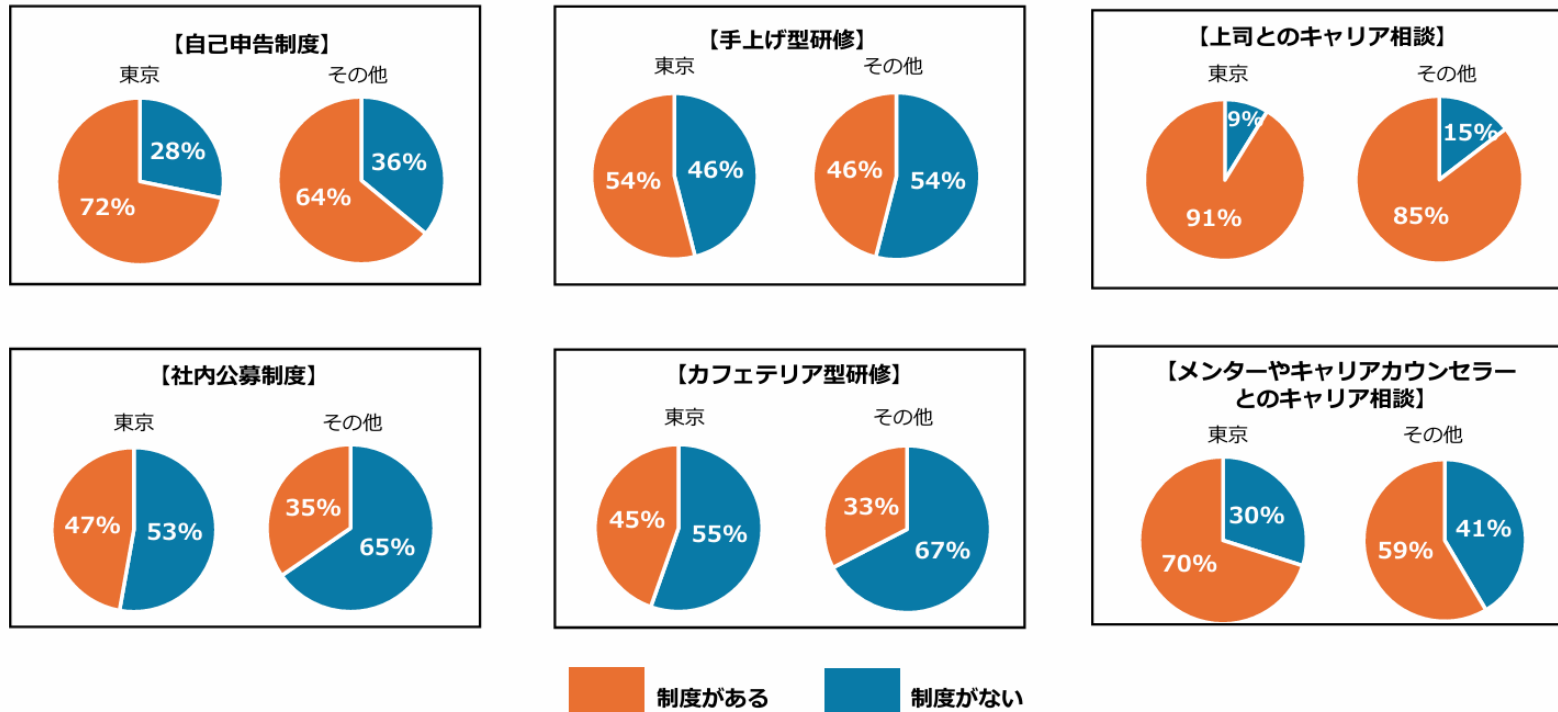
地元就職への肯定的意向の変化（開始前→開始後、%pt）



企業の従業員に対するキャリア開発支援制度

東京は他の地域と比較して、企業による従業員に対するキャリア開発支援制度が充実している傾向がある。

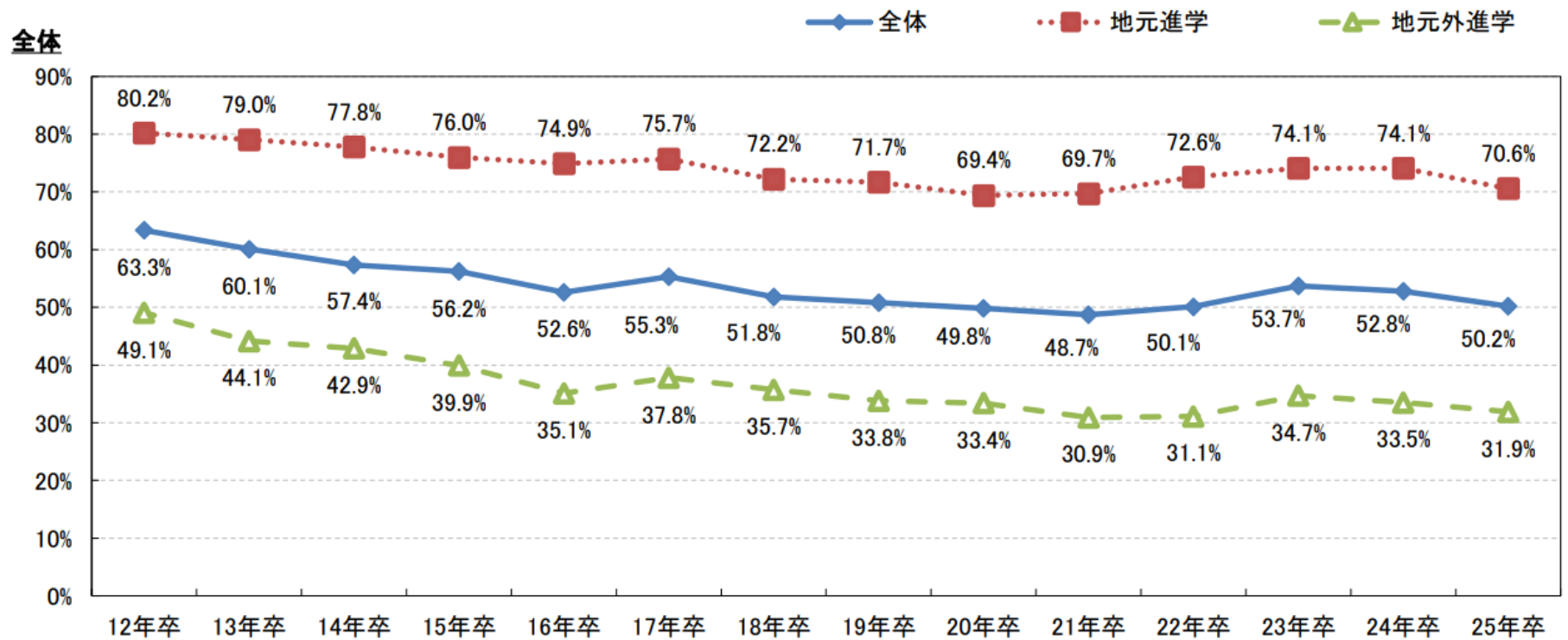
参考) 企業におけるキャリア開発支援に関する制度のあり・なし（東京とその他地域比較）



地元進学者の地元就職希望率

- ・ 地元外進学者は地元進学者に比べて地元就職希望率が2分の1以下。
- ・ 出身都道府県に就職を希望する者の割合は長期的には低下傾向。

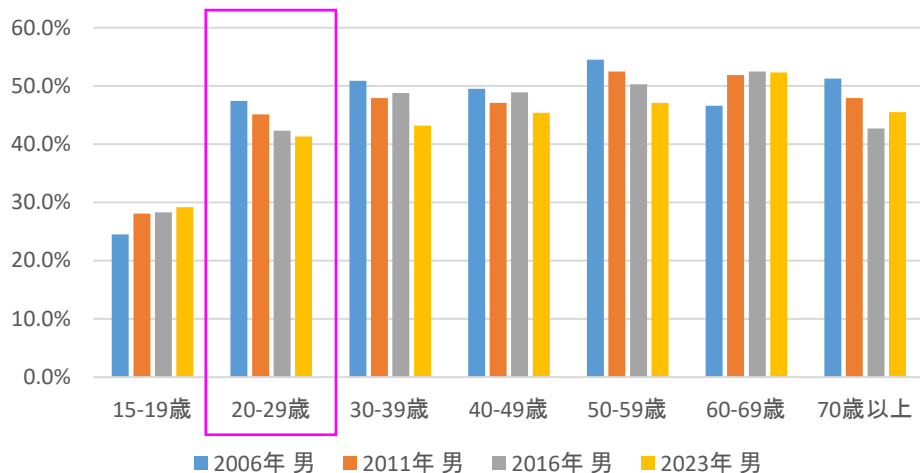
出身都道府県に就職を希望する割合



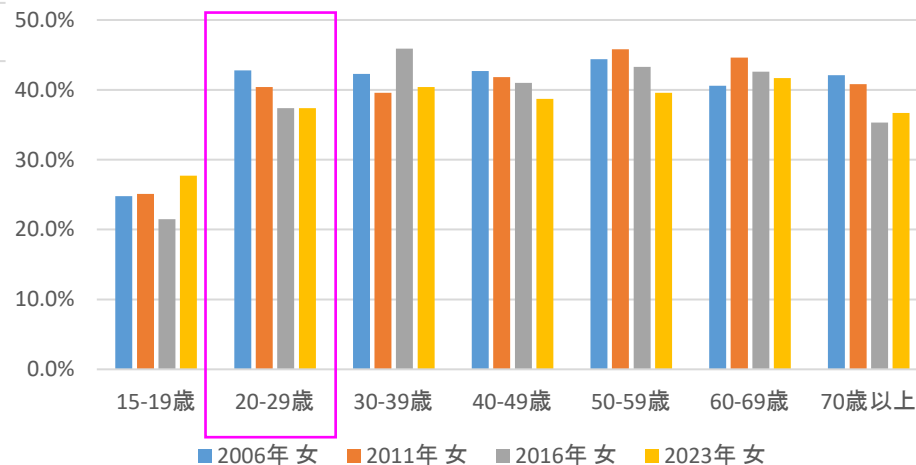
年齢階級別Uターン者割合

出生都道府県から県外に移動した後、再び出生都道府県に戻ってくる者は低下傾向にあり、大卒就職者が多く含まれる20-29歳の年代についても微減。

年齢階級別Uターン者割合(男性)



年齢階級別Uターン者割合(女性)



※Uターン者：出生都道府県から県外に移動したのち、再び出生都道府県に戻った人

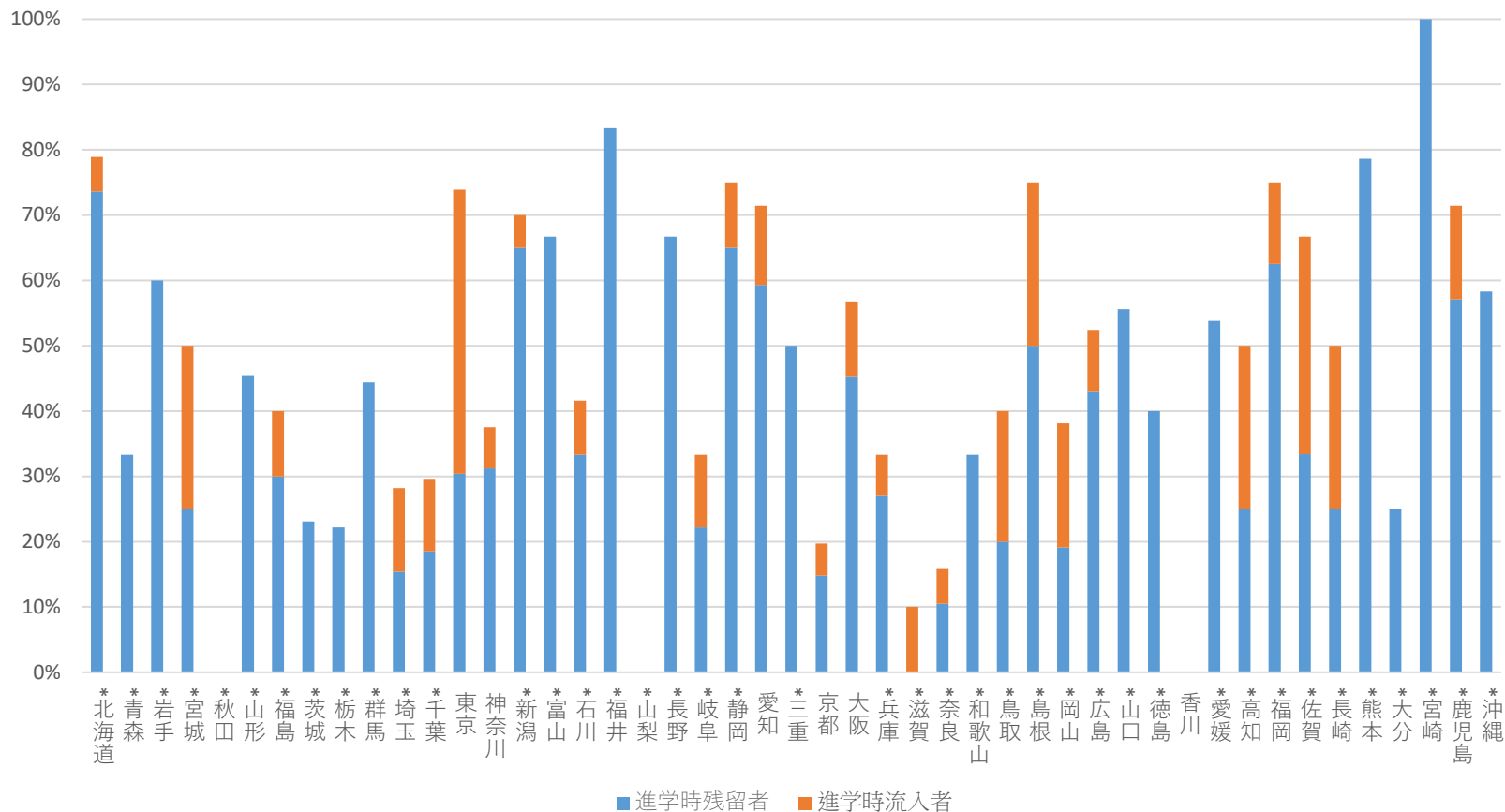
* 国外出生者及び出生都道府県不詳を除く。第8回調査は熊本地震の影響で熊本県での調査が中止されたため、第8回調査の集計結果は熊本県出生者を除く。同様に、第7回調査の集計結果は、震災の影響により調査を中止した岩手県・宮城県・福島県の出生者を除く。

大卒就職者残留率（都道府県別）

- 『東京』における就職時残留者の約2/3（58.9%）は、進学時流入者（東京以外出身者）であり、地方から東京に進学した者の多くが東京で就職している。

大卒就職者残留率（都道府県別）

*サンプル数が50未満のため、参考値

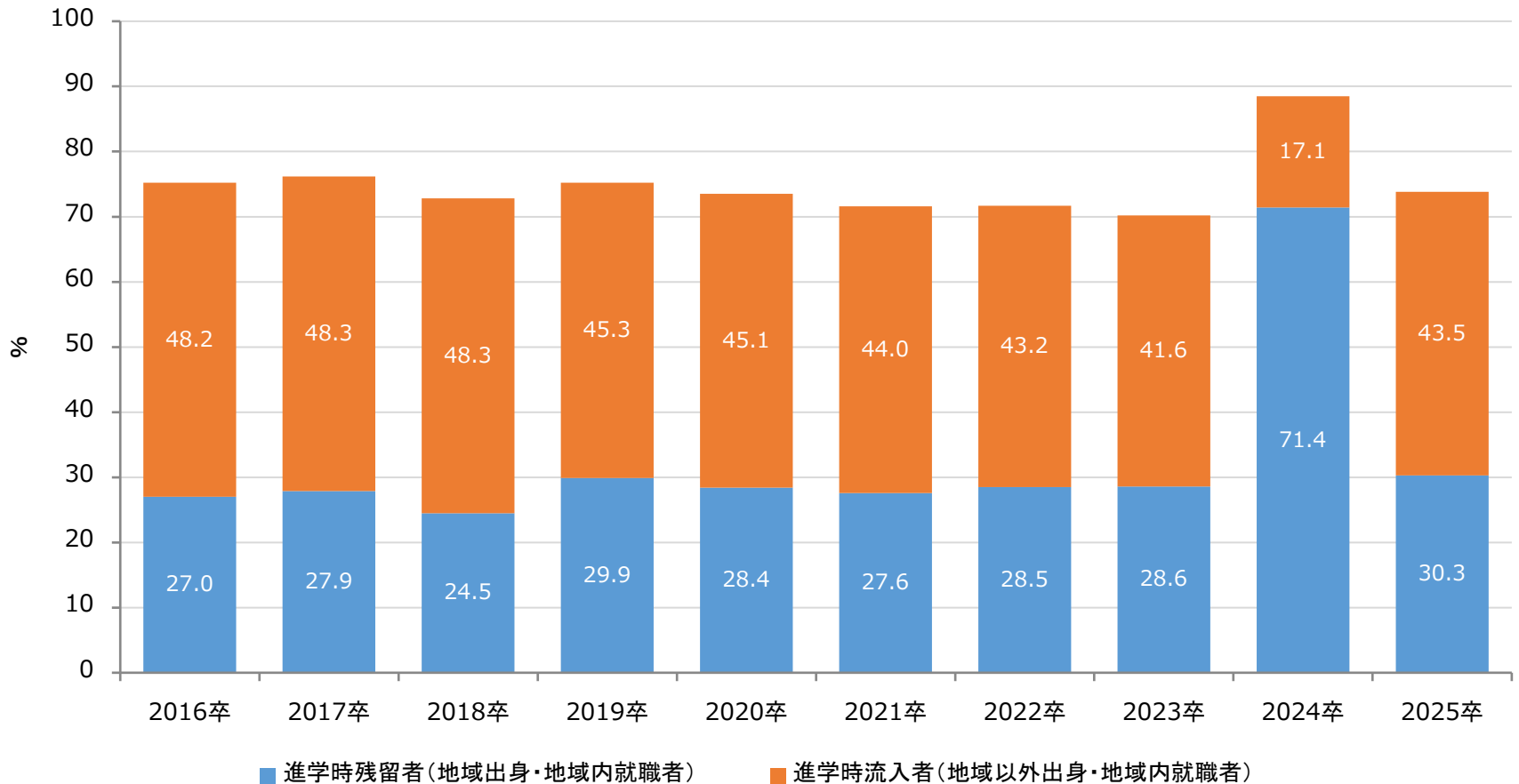


出典：就職みらい研究所「大学生の地域間移動に関するレポート 2025」より作成。

東京の大学を卒業した者のうち、東京都内に就職した者の割合の推移

- 『東京』における就職時残留者の約約2/3が、進学時流入者（東京以外出身者）である傾向は継続している。

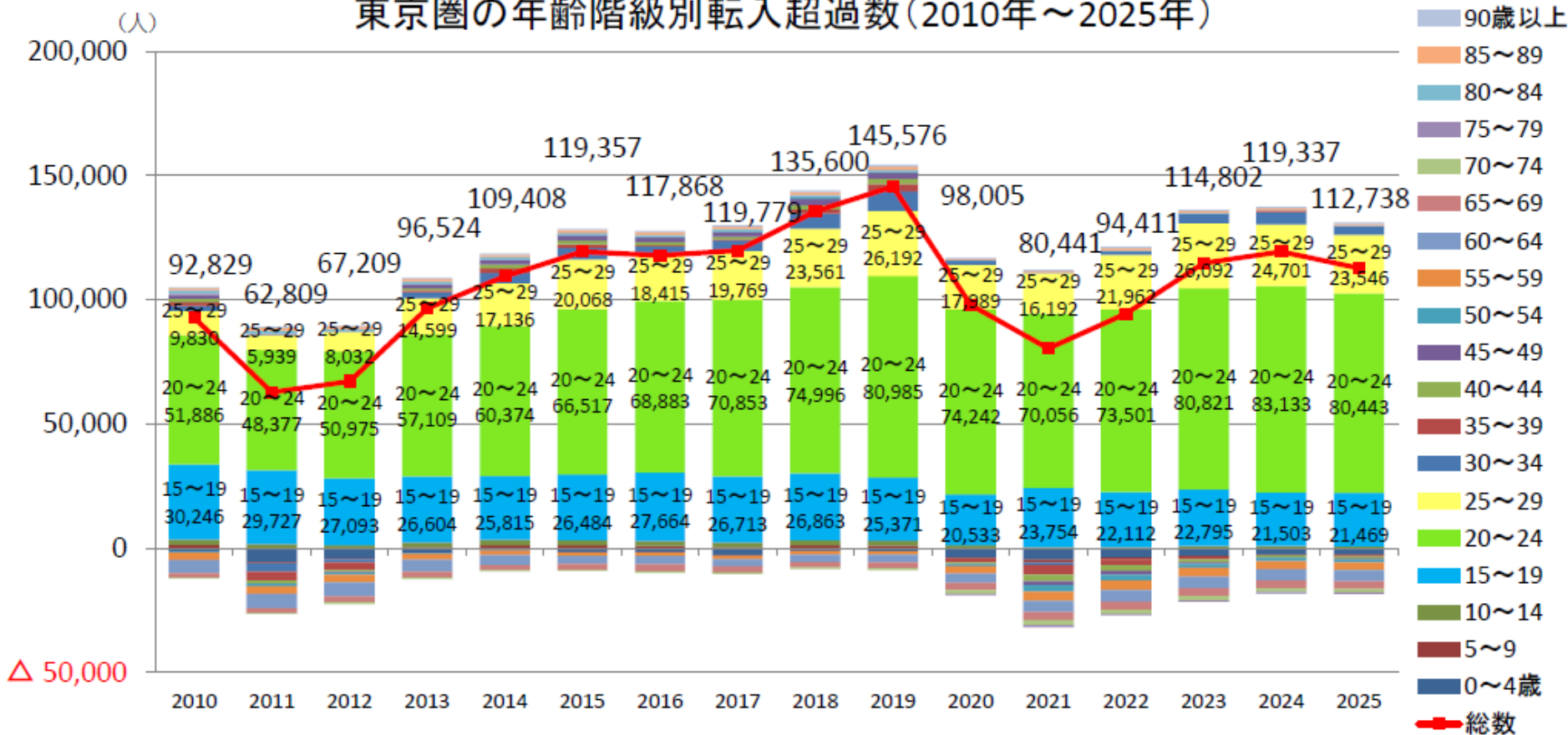
都内就職割合(%)の推移



東京圏の転入超過数（2010年－2025年、年齢階級別）

- 2025年の東京圏の転入超過数は11.3万人。
- 東京圏の転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。
（15歳～24歳までの層が全体の約9割を占める）

東京圏の年齢階級別転入超過数（2010年～2025年）

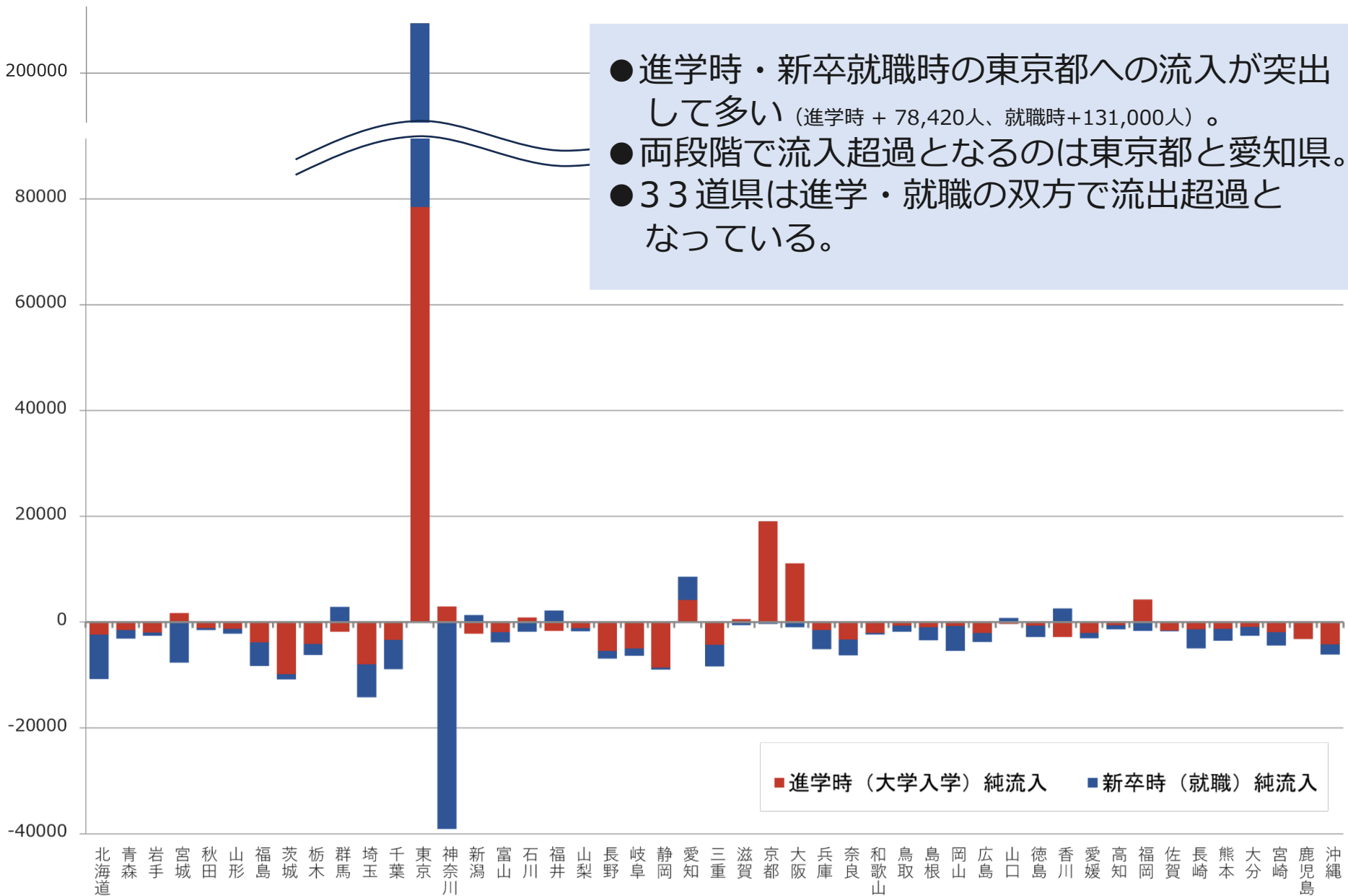


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（日本人移動者）

備考：総数には年齢不詳を含む。

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県

若者の人口移動 ～進学時・新卒就職時の都道府県別純流入～



（注）純流入＝流入－流出。値には外国人・不明等を含むため全国計はゼロにならない。

（出典）進学時：文部科学省「学校基本調査」（令和6年度）「出身高校の所在地県別 入学者数」より作成。（卒業高校所在地と進学先大学、短大所在地により算出。）

新卒時：厚生労働省「雇用動向調査」（令和6年 年計）「都道府県、性、職歴、入職前地域別 入職者数」より作成。（事業所所在地と就職前居住地により算出。新卒は中学、高校、専修学校、短大、高専、大学、大学院を含む）

浪人生の推移（高校生の進路への影響）

法制定によって、東京の大学に進学したい高校生の希望が損なわれるのではないかと懸念が指摘された一方、法制定以降も浪人生は増えておらず、定員抑制によって高校生の希望が損なわれたという顕著な傾向は確認できない。

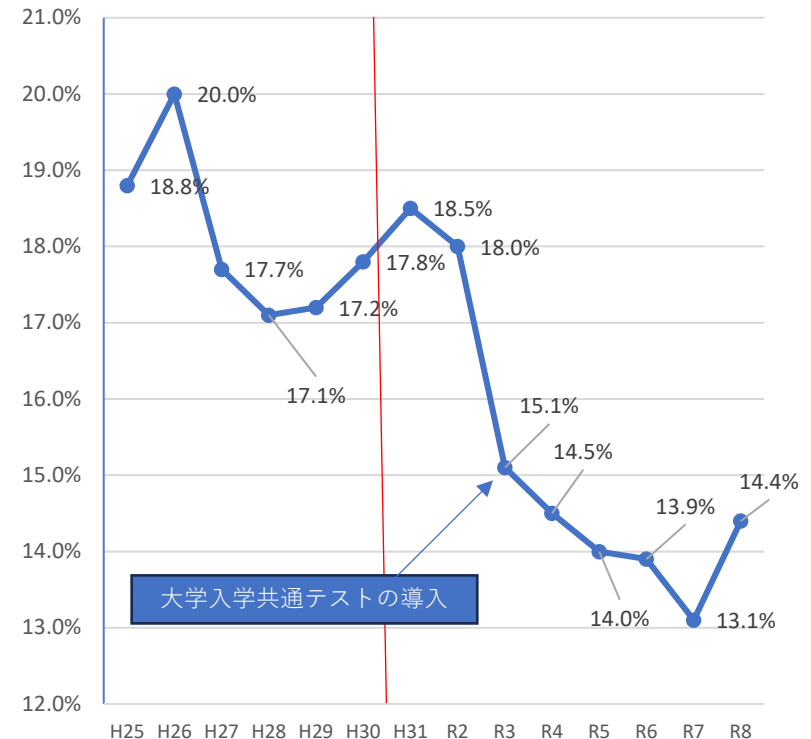
衆議院 地方創生に関する特別委員会 平成30年3月22日

○松平委員

（略）学生の側からしても、例えば研究活動が魅力的な大学が首都圏に多いですか、理由はさまざまですけども、東京の大学に行きたい人はやはり行きたいので、この施策を打っても浪人生をふやすだけではないのか、大学の間の自由な競争をゆがめるだけではないのかというふうに思ったりします。

○梶山国務大臣 本措置は、十八歳人口が大幅に減少することが見込まれる中での特定地域内の大学等の学生の収容定員を増加させることを規制するものであり、削減するものではないために、専ら本措置の実施によって東京の大学に進学したいという高校生の希望が損なわれ、浪人生が増加するとは考えにくいと私どもは考えております。

大学入試センター試験・大学入学共通テスト
志願者における「高等学校等卒業者」比率の推移

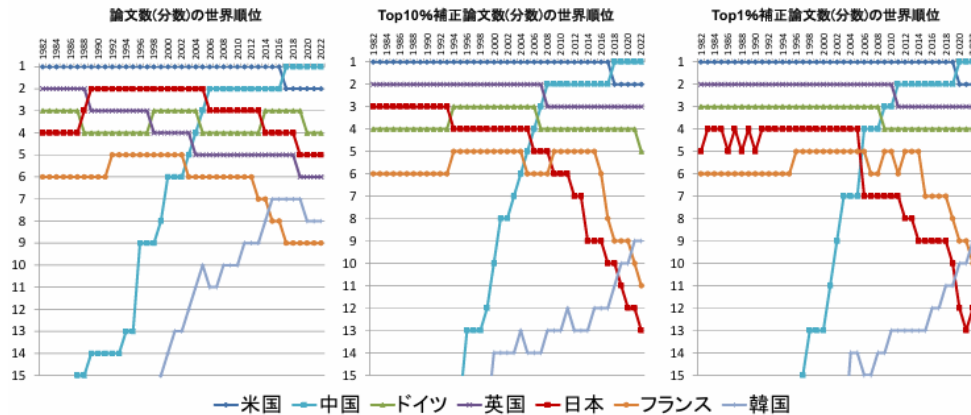


出典：独立行政法人大学入試センター
各年度「大学入試センター試験の志願者数について」（令和3年度以降は「大学入学共通テストの志願者数について」）を基に内閣官房にて作成

国際競争力への影響①

法制定によって、国際競争力への影響についても懸念されていたが、主要国における論文の順位は、定員抑制のなかった2000年代半ば以降低下傾向にあり、定員抑制との明確な関係性を分析することは困難。

図表 66 主要国の世界順位(論文数、Top10、Top1)の時系列変化(分数カウント法)



(注1) 論文の被引用数(2024 年末の値)が毎年各分野(22 分野)の上位 10%(1%)に入る論文数が Top10%(Top1%)論文数である。Top10%(Top1%)補正論文数とは、Top10%(Top1%)論文数の抽出後、実数で論文数の 1/10(1/100)となるように補正を加えた論文数を指す。詳細は、本編 2-2-7 Top10%補正論文数の計算方法を参照のこと。

(注2) 過去の科学研究のベンチマーキングの報告書においては、報告書公表時点の世界順位を報告しているが、最新のデータベースで過去分にわたって集計を行うと、過去のデータベースで報告した世界順位と異なる場合が見られる。これは、クラリベイト社の論文データベースは過去分にわたり、書誌情報の修正や加除が行われることや、過去のデータベースでは Top10%(Top1%)論文と判定されても、最新のデータベースでは Top10%論文(Top1%)とされない論文があるためである。ここで示した順位は 2024 年末時点で抽出したデータベース及び被引用数に基づくものであり、論文の被引用傾向によっては、将来的に近年の順位が変わる可能性がある点に留意する必要がある。

クラリベイト社 Web of Science XML (SCIE, 2024 年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

出典：「科学研究のベンチマーキング2025 -論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況」(2025 年8月 文部科学省 科学技術・学術政策研究所 科学技術予測・政策基盤調査研究センター) P85

令和4年版科学技術・イノベーション白書(抜粋)

(文部科学省科学技術・学術政策研究所の)分析結果からは、論文数の増減について、次のような傾向が見えています。

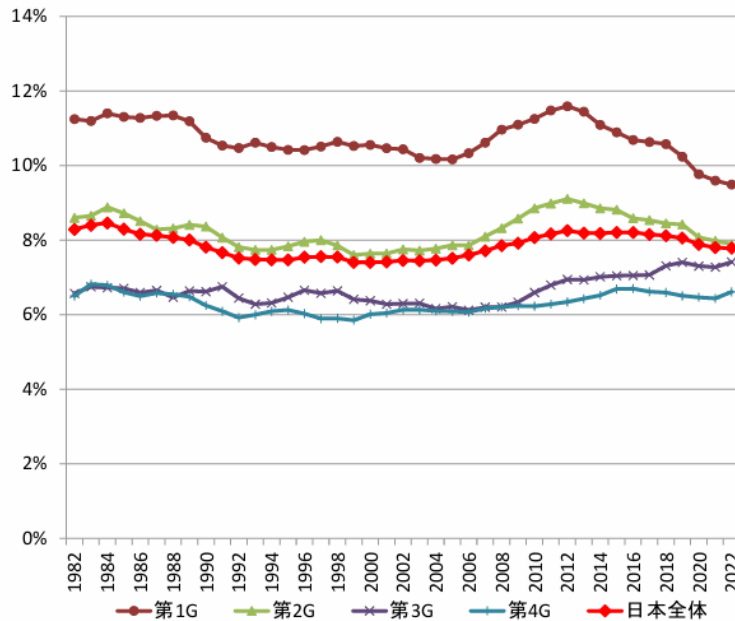
- ・1980年代後半～1990年代の主な増加要因は、博士課程在籍者数や教員数の増加
- ・2000年代半ば～2010年の主な減少要因は、教員の研究時間割合の低下と教員数の伸び悩み
- ・2010年代の主な減少要因は、博士課程在籍者数や原材料費のような直接的に研究の実施に関わる費用の停滞

以上のように、論文数の増減には複合的な要因が影響しますが、近年の減少要因としては、教員の研究時間割合の低下(略)、教員数の伸び悩み(略)、博士課程在籍者数(略)や原材料費のような直接的に研究の実施に関わる費用の停滞(略)といった要因が挙げられます。

国際競争力への影響②

論文数シェアを支える大学には、様々な地域の大学が含まれている。
地方国立大学や東京の私立大学が多く含まれる第3グループ、第4グループのTop10%論文数の割合は近年増加傾向にある。

図表 93 大学グループ別の論文数に占める Top10%補正論文数の割合(Q 値)の推移(全分野)



図表 5 論文数シェアを用いた大学グループ分類(2019-2023 年のシェア)

大学グループ	論文数シェア (2019-2023年)	大学数	大学名
第1G	1%以上のうち 上位4大学	4 (4, 0, 0)	大阪大学, 京都大学, 東京大学, 東北大学
第2G	1%以上～ (上位4大学を除く)	13 (10, 1, 2)	岡山大学, 金沢大学, 九州大学, 神戸大学, 千葉大学, 筑波大学, 東京科学大学, 名古屋大学, 広島大学, 北海道大学, 大阪公立大学, 慶應義塾大学, 早稲田大学
第3G	0.5%以上 ～1%未満	28 (16, 3, 9)	愛媛大学, 鹿児島大学, 岐阜大学, 熊本大学, 群馬大学, 静岡大学, 信州大学, 東京農工大学, 徳島大学, 鳥取大学, 富山大学, 長崎大学, 新潟大学, 三重大学, 山形大学, 山口大学, 京都府立医科大学, 東京都立大学, 横浜市立大学, 北里大学, 近畿大学, 自治医科大学, 順天堂大学, 東海大学, 東京慈恵会医科大学, 東京理科大学, 日本大学, 立命館大学
第4G	0.05%以上 ～0.5%未満	130 (36, 16, 78)	国立: 秋田大学, 旭川医科大学, 茨城大学, 岩手大学, 宇都宮大学, 他 公立: 会津大学, 秋田県立大学, 北九州市立大学, 岐阜薬科大学, 九州歯科大学, 他 私立: 愛知医科大学, 愛知学院大学, 愛知工業大学, 青山学院大学, 麻布大学, 他
その他G	0.05%未満	–	上記以外の大学、大学共同利用機関、高等専門学校

(注 1) 自然科学系の論文数シェアに基づく分類である。ここでの論文数シェアとは、日本の国公立大学の全論文数(分数カウント法)に占めるシェアを意味する。第1グループの上位4大学の論文数シェアは4%以上を占めている。

(注 2) 大学数の括弧内の数は、国立大学、公立大学、私立大学の該当数を示す。

(注 3) 第1～3グループの大学名は、国公立大学の順番で五十音順に並べている。第4グループの大学名は、国公立大学のそれぞれについて五十音順で5つまでを表示した。大学共同利用機関、高等専門学校については論文数シェアとは関係なく、その他グループに分類している。

(注 4) 本文中や図表中では、グループのことをGと表記することがある(例: 第1グループを第1Gと表記)。

(注 1) Article, Review を分析対象とし、整数カウント法により分析。

(注 2) 論文の被引用数(2024 年末の値)が各年各分野(22 分野)の上位 10%に入る論文数が Top10%論文数である。Top10%補正論文数とは、Top10%論文数の抽出後、実数で論文数の 1/10 となるように補正を加えた論文数を指す。詳細は、本編 2-2-7 Top10%補正論文数の計算方法を参照のこと。

(注 3) 各年の Q 値は、3 年平均値を用いて算出している。例えば、2022 年値は、2021～2023 年平均の Top10%補正論文数を 2021～2023 年平均の論文数で除した値である。

クラリベイト社 Web of Science XML (SCIE, 2024 年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。